

黎明 NO. 74

境界問題相談センターいわて設立記念号



とちかおく
岩手県土地家屋調査士会々報



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

目 次

“組織を考える”	会 長	菅 原 唯 夫	1
“筆界特定事件雑感”	盛岡地方法務局長	出 雲 範 夫	4
平成20年度受賞者名簿			6
ADRセンター関係の報告			
岩手弁護士会会长挨拶	弁護士会会长	石 川 哲	7
「境界問題相談センターいわて」の設立” …	センター長	安 保 豊 人	9
岩手・宮城内陸地震に関する報告			
平成20年岩手宮城内陸地震現地災害対策本部対応報告			
現地災害対策本部 本部長	菅 原 唯 夫	23	
災害対策本部からの報告	一関支部長	佐 藤 英 志	32
14条作成の体験報告			
“法14条1項地図作成作業に携わって”	佐 藤 吉 和	34	
新入会員の紹介	大 澤 長 佳	36	
	池 元 倫 雄	37	
	佐々木 敦 之	38	
	田 中 政 利	39	
	佐 藤 勝 也	40	
	小笠原 正 喜	41	
事務所訪問			
佐々木剛・佐々木敦之合同事務所（遠野支部）		42	
トピックス 境界問題相談センターいわての報告		47	
無料登記相談会の報告		47	
研修会の報告		49	
編集後記		50	



組織を考える

岩手県土地家屋調査士会
会長 菅原 唯夫

新聞報道やテレビのニュース、ワイドショーにまで不景気の話題と日本経済の崩壊が議論され先行き不安定な状況の中で本年もスタートいたしました。

会員の皆様にとっても会の運営を託されている我々執行部にとっても、きわめて難しい舵取りになってきております。

先の第3回会員研修会において3地域に分けての執行部のお願いや考えをお聞きいただき、会員の皆さんと意見交換をさせていただいたことは、これから調査士会がどのように荒波に向かって舵を切り、船酛いをして脱落者を出さないように会員と共に歩みたいという思いからであります。

調査士制度においても、すでに法務大臣の認可による報酬額の規定があったことすら、最近入会した会員の皆様は知りませんし、当然のごとく護送船団方式という言葉で資格者団体が言っていたことは忘れ去られようとしております。

そんな中、調査士会も含めた組織とは何なのかということを、最近は考えております。

インターネットで組織を検索すると「社会科学における組織とは、個人では成し遂げられない目標を達成するための、複数の人々による協働・手段・システム（体系）をいう。」と解説が出てきます。

我々の土地家屋調査士会も組織であり公団協会も法務局も組織であります。しかし、目標やそれを達成するための手段には相当な違いがあります。

では、小さい組織からでなく大きい組織

から考えていきますと、人間が形成する一番大きな組織とは世界という名前のわかりやすいようで、つかみにくいものなのかもしれません。

それも人間だけで無くすべての生物がこの宇宙船地球号に乗り込んでいますから、組織ではなくあるいは集団というべきかもしれません。

その世界にも目標(目的)があるとすれば、この宇宙船地球号の換気の悪さを改善しようとか(地球温暖化問題)船底の方で食料に苦しんでいるから改善しようとか、地球環境の問題や食糧問題、戦争や経済の問題など各国が協議しているニュースを聞くことがあります。

もっとも国際連合憲章には目的が明記はされているのですが、漫画の世界のようには、地球号の船長が決まってはおらず、世界の警察と言われたアメリカもめっきり元気がなくなり、各国が違う主張を繰り返しているようにも思え、先行き大丈夫だろうかと不安になることさえあります。

その、宇宙船地球号の中の組織の一つ、日本小型船(日本国)の目標は何なのだろうと思い調べてみました、憲法前文の最後に目的という単語は記載されておりますが複雑すぎて一言では言い表せないので困りました。(小生の知識不足もあるのですが)会員の皆さんは何だと思いますか？

当然この日本小型船の舵取りをしている船長がいるわけで、具体的には小泉船長の時から安部船長、福田船長と代わり、現在は麻生船長が舵取りをしております。

骨太の方針・聖域なき構造改革とかっこよく郵政民営化を成し遂げた小泉船長の2001年から続いている骨太の方針に、国民は果たして幸せになったのだろうか、國の最大の目標・目的は國民の幸せと世界全体が良い方向に行くのを達成させることだと、なれば無理矢理に私は理解することにしました。

次に関心を持ったのは、宇宙船地球号日本小型船の機関室法務第2エンジンは停止することなく、エンジンオイルたっぷりに順調に作動しているかであります。

最近は新エンジンが導入されハイブリッドになつたために、エンジン機関が集約され、オンラインにて乗員の要望が取り入れられるようにシステム改善がされました。

かつての焼玉エンジンのように、我々と熱く燃えていた時を懐かしむ先輩諸兄がいることはありがたいことありますが、そろばっかりも言ってはいられません。

もう元には戻れないですからハイブリッドをうまく動かすのは我々と法務第2エンジンとのなめらかな動きにかかってきています。

日本小型船の乗員からも期待が込められ、どのように動くか関心を持ってみているはずです。

もともと日本小型船のエンジンなのでありますから、自分たちの船のためには我々は新しいシステムを使ってがんばっていかなければならることは重々知っていますし、やり遂げなければとも思っています。

さて、いよいよ我々の組織、土地家屋調査士会であります。ここは曇りの無いようストレートに書きましょう。

土地家屋調査士の目的は明確に土地家屋調査士法第1条に記載があります。

第1条 この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施

に資し、もつて不動産に係る國民の権利の明確化に寄与することを目的とする。

しかし、この目的は昭和54年に改正されたものであり以前は、

この法律は登記簿における不動産の表示の正確さを確保するため、調査士制度を定め、その業務の適性を図ることを目的とする。

がありました。

今の調査士法と何が違うのでしょうか、よく見ると旧法では登記の正確さを確保するために土地家屋調査士の業務を適正にやっていただくことが目的ともとれます。

それに対して現行法は我々調査士制度を認めたうえで國民の権利を明確化することに役立つことを目的にしています。

大きな違いであり國が土地家屋調査士制度を認めた点にすばらしいものがありますし、その当時の連合会役員、単位会役員の熱意が伝わってきます。

しかし、國が調査士制度を法律の活字で認めたとしても、現実問題として國民が土地家屋調査士に依頼して良かった、ありがとう、こんな制度があり測量コンサルとは違った身近な登記測量がやっていただけるのが、土地家屋調査士という資格者なんですねと、認められなければ法律上の活字は簡単に変わってしまうと言う危険性も含んでいることを忘れてはいけない。

本年は倫理規定が示され我々土地家屋調査士の専門性、資格存在の意義が國民から見られる時代になってきます。

平成20年12月25日現在、岩手県土地家屋調査士会は188名の会員数になり東北ブロックでも4番目の会員数となってしまいました。

第3回会員研修会で示したとおり年齢層のグラフから見ても、今後も厳しい状況が続くと思いますし、文頭で書いたように100年に1回という経験したことのない不景気の中に私たちもあります。

特に東北地方の景気状況の厳しさ等を考えますと、会費の値上げなどは到底考えられません。かといって連合会との連動事業は我々の土地家屋調査士と我々の制度の指針でありますので、皆さんと建設的な意見を出し合い連合会とも協力体制を整えていかなければならぬと考えております。

組織としてうまく機能して国民から理解をしていただき土地家屋調査士として生き残るには会員が自分勝手に行動するのではなく、先を見据えて共に目的を持った土地家屋調査士とし組織を育てる必要があります。

会員はプロとして土地家屋調査士会に入っておりますし、強制入会といえども入った限りは関係法律、会則等を遵守し、研修会に出席する義務があります。

土地家屋調査士の名称を利用して都合の

良い解釈の元で単独行動をすることは、組織に対する甘えであります。

文頭に戻って組織とは、個人では成し遂げられない目標を達成するための複数の人々による協働・手段・システムであります。

苦しくても土地家屋調査士としての喜び、誇りがありますしバックアップする土地家屋調査士会があります。

会員の皆様には悔いのない調査士人生を歩んでいただき、我々の力で成熟した組織として育て上げ、次世代の土地家屋調査士にバトンタッチできるように岩手県土地家屋調査士会を会員みなさんと共に盛り上げていきたいと考えております。

筆界特定事件雑感



盛岡地方法務局長 出 雲 範 夫

平成18年1月20日に筆界特定制度がスタートして2年が経過しました。

平成18年は準備不足、制度に対する対応不足等から手探りで出発せざるを得なかったこともあり、当初予想を遙かに上回る事件提出があったにもかかわらず、事件処理について行っていたなかったとの点は否めませんでした。

平成19年になり、処理する側もノウハウ等が分かってきたこともあり、同制度が本格的に軌道に乗ったということができると思います。このことは全国の合計事件数が、平成18年、平成19年とも約2800件の事件数でありながら、平成18年には、受理件数に対する処理割合が数%の処理に止まつておったものが、平成19年には約90%の処理割合になっていることからも伺えます(もっとも、初年度のツケがあることから全体では約60%の処理に止まっています。仙台ブロックで見ると、平成18年の処理割合は25%であったものが、平成19年には122%の処理となっております。)。

そこで、同制度が軌道に乗ったこの機会に同制度について、若干の私見を含めて傾向等について述べてみたいとおもいます。

(1) 申請形態について

(H18)申請人別	全国	仙台管内	盛岡管内
土地家屋調査士	56%	52%	57%
弁護士等	15%	14%	13%
本人申請	26%	33%	30%
その他	3%	1%	0%

(H19)	全国	仙台管内	盛岡管内
土地家屋調査士	67%	50%	61%
弁護士等	14%	11%	8%
本人申請	17%	36%	31%
その他	2%	3%	0%

申請形態から言うと筆界特定事件の特徴は、一般の登記申請事件と比して本人申請の割合が高いということができ、これは、事件の中身が非常に専門性が高いにもかかわらず、当初予想を覆す希有なことといえます。もちろん、事件の早期処理の観点からは、どのような申請形態であろうと正確で的確な資料の添付がなされた方がベターといえるでしょう。また、土地家屋調査士の皆様に同制度のPRもお願いしたいと考えます。

(2) 対象土地の形成原因別の比較

原始筆界と分筆登記等によってできた筆界との比較では、後発的原因によって形成された筆界の比率が圧倒的に高いといえます。しかし、筆界特定を求めているのですから当然想定されたことですが、精度の高い地図の備え付けのない土地の筆界

特定を求めるものが大半です。今後の課題として早期の地図整備が望まれます。

(3) 表示登記事件処理の変化について

筆界特定制度がスタートして登記官の表示登記官の処理ら変化が出たでしょうか?。これは一概にいえないものがありますが、表示に関する登記の範囲で処理する案件と筆界確認業務で処理すべき案件がより明確化されたことにより、相談事案に対する登記官の相談内容、指導内容に変化があったと考えています。同制度の発展に繋がってほしいと願っております。

(4) 申請人の意識の変化について

これは統計的数値を探ったわけではなく、相談者等からの感触の話ですが、これまで境界紛争は裁判所で解決するものと考えていたものが、登記所で処理してもらえるという感覚に変化しつつあるということは登記所サイドの者として実感しています。これまでの表示登記事件の処理のなか

では、解決不能として処理されていたと考えられる事案が、筆界特定事件処理の過程で、関係人と申請人の意見を聞いて整理したところ、双方の誤解が解けて事件の取下によって終了するという事案が増加してきたことからも窺えられます。また、筆界特定委員と法務局職員が間にはいることで事実上の紛争が解決した事案もあります。これなどは、筆界特定は事件の一つの形態と言ってもいいと考えています。

(5) おわりに

筆界特定制度については、まだ検討、改善しなければならない点が多くあります。が、同制度の健全な発展と円滑な運用のためには法務局と業界関係者が協力し合い、互いによりよい制度とするという意識が何より大切だと考えています。また、同制度の普及についても重ねてご協力をお願い致します。

平成 20 年度受賞者名簿

盛岡地方法務局長表彰状受賞者

菊 池 直 喜 (水沢) (敬称略)
渡 邊 政 夫 (花巻)
浅 沼 英 弘 (盛岡)

仙台法務局長表彰状受賞者

岩 崎 久 (二戸) (敬称略)
田 中 勇 史 (盛岡)
菊 池 隆 (花巻)

日本土地家屋調査士会連合会長 表彰状受賞者

顕彰規程第 4 条 (敬称略)
柳 平 幸 男 (二戸)

顕彰規程第 5 条 (敬称略)
小 原 馥 (水沢)
菅 原 眞 (宮古)

日本土地家屋調査士会連合会長 感謝状受賞者

顕彰規定第 7 条第 1 項第 1 号 (敬称略)
柳 平 幸 男 (二戸)
岩 崎 久 哉 (盛岡)
工 藤 城 士 (花巻)

日本土地家屋調査士会連合会東北 ブロック協議会長表彰状受賞者

顕彰規程第 3 条 (敬称略)
大 村 義 明 (二戸)
金 哲 朗 (遠野)
丸 山 芳 広 (一関)
埜 木 隆 司 (遠野)

岩手県土地家屋調査士会長 表彰状受賞者 (第 3 条)

水 野 勝 全 (盛岡) (敬称略)
工 藤 城 士 (花巻)
上 関 泰 司 (花巻)
越 田 富 男 (遠野)
水 本 泰 之 (盛岡)
慶 長 康 司 (花巻)
畑 中 勇次郎 (二戸)
小 岩 邦 弘 (一関)



岩手弁護士会会長 石川 哲

境界問題相談センターいわての設立にあたり、岩手弁護士会を代表して一言お祝いの言葉を述べさせていただきます。

まずはこのセンターの設立にご尽力なされました菅原唯夫会長をはじめとする岩手県土地家屋調査士会の会員の皆様に改めて敬意を表したいと思います。

お聞きしたところでは、調査士会では平成15年よりセンター設立の準備を始められたとのことです。私も弁護士会でも経験がございますが、このような対外的でしかもこれまでの業務を超えるというような組織を新たに立ち上げるというようなことについては、相当なご苦労があったかと思います。

センターの設立はそのような皆様の努力が結実したものと思われます。

さて、境界問題は古くて新しく、しかもどこにもある問題でございます。

私ども弁護士会では法律相談というものを色々な處で実施しておりますが、年間相当数の境界問題に関する相談がございます。境界問題の特徴は、ただ単に「土地と土地との境界をどこに定める」という問題に留まらないという点にあると思っており

ます。もちろん最終的には境界を定めることによって解決が図られるわけですが、そこに至るまでには隣地の所有者間の何世代にも渡る対立、あるいは感情的な対立までも解きほぐさなければならないということが多いものと思われます。しかも隣地同士のことですので、裁判所で訴訟で解決するということには抵抗を感じる問題だというふうにも言えます。このような境界問題について今回の境界問題相談センターいわてが果たす役割は、非常に大きなものがあると期待しております。

大げさにはしたくはない、でも境界問題はなんとか解決したいというふうに思っている方々のニーズに的確に応えていただきたいというふうに思います。

この境界問題相談センターいわてには私ども弁護士会はもうひとつの期待をしております。それはこのセンターが弁護士会が協力させていただく民間型のADR、裁判外紛争解決機関としては県内第1号であるという点でございます。

近年、社会生活上の紛争は多様化、それから複雑化してまいってきております。その半面において紛争の早期解決を望むという県民の声も強くなってきております。そ

ここで裁判以外の紛争解決機関が求められており、各分野においてこのADRが次々と設立されてきております。このような中、境界問題相談センターいわては弁護士会が協力する民間型の県内ADR第1号ということですので、私ども弁護士会としても今後のADRの発展のためにも是非、成功し

ていただきたく出来る限り会をあげての協力をさせていただきたいというように考えております。

終わりに岩手県土地家屋調査士会の益々のご発展と本センターが無事に船出しますことを祈念いたしまして私のお祝いの言葉とさせていただきます。



「境界問題相談センターいわて」の設立

境界問題相談センターいわて

センター長 安 保 豊 人

平成20年11月25日午前10時、遂にこの日がやってきた。待望のセンターオープンの日である。本心では出来れば来ないで欲しかった感もある。

初日は岩崎運営委員と2人で電話応対することで決めていた。事務所を出ようとしていたそのとき、会の事務局から電話が入った。いわてめんこいテレビからの取材申し込みがあるとのこと「会長に確認してOKということであれば、受けるしかないね。」と回答。オープンということで第1号の電話にどのように対応したら良いのか。(既にマニュアルは決まっているのでそのとおりにすれば良いのだが)緊張しているうえにテレビの取材なんて勘弁してくれよ！…。会館へ向かう車の中で困惑！

第1部 設立までの経緯

平成15年11月21日この日は東北ブロックで東京会のセンターを視察するために総勢25名、岩手からは当時の工藤城士会長(現名誉会長)、菅原唯夫副会長(現会長)、川村恒夫総務部長と当時業務部長であった安保、日調連の柳平幸男理事の5名が参加した。東京会からは会長、センター長を始めとして設立に携わった方や現在の運営委員と9名で対応してくれました。この年の6月にオープンして約5ヶ月が経ったところへの視察です。

設立するためには基本的な理念が必要、弁護士会との会議も公式で9回開催したこと、防音設備の整った調停室、研修の趣旨がぶれない様に体系的な研修が必要、事務局員の養成が必要など、ハードルの高い話を聞き岩手でのセンター設立は出

きるのか、出来たとしても10年以上先のことと岩手から視察した誰もが考えていたと確信します。

東京会を視察し、岩手で出ることは差し当たってADRに対応出来る土地家屋調査士の養成しかないということで業務部所管の境界鑑定委員会にお願いして平成16年度から講座を開始し、平成18年度には境界鑑定委員会をADR研究委員会と名称を変えて講座は進み、平成20年度には委員会の所管が社会事業部へと変更された。

平成18年度に境界問題相談センター調査委員会を組成

委員長：菅原唯夫副会長、副委員長：安保豊人業務・研修部長、委員：下斗米光昭境界鑑定委員長・岩崎久哉理事の4名で発足し、宮城会センター視察と先進会資料を元に岩手会に民間型ADRが必要であるか、予算と相談室の必要性、相談員の養成、事務局職員について、弁護士会との連携、センターの運営費について協議し答申を出した。

翌、平成19年度に境界問題相談センター設立準備委員会に格上げし菅原委員長が会長就任したため前年度副委員長であった安保が委員長に就任した。

委員長：安保豊人副会長、副委員長：岩崎久哉前委員、委員：新田謙一郎会員、小野寺清一前財務部長、金哲朗ADR研究委員長 以上5名

岩手会と会員規模が同じ先進会(石川・沖縄・徳島・富山・愛媛)の規則、規程、協定書を収集し宮城の資料、日調連のモ

ルを比較検討し岩手の規則等の素案を検討、設備についても看板、電話、パーテーション、ポスター、リーフレット、ホームページ、相談会場、認証と報酬など主に費用の面を検討し、更に設立後のランニングコストの検討をして、次年度総会への予算と事業計画を策定した。また、ADR研究委員会には講座の企画運営と次年度の相談員・調停員養成講座の計画立案をお願いした。

平成20年度総会で事業計画、予算案が承認され、昨年度の5名の委員にADR研究委員の3名と役員の中から上田社会事業部長兼副会長、川村浩次業務・研修部長の2名を加え10名でセンター設立委員会へ移行し設立のための活動が本格的に始まった。

委員長：安保豊人副会長、副委員長：金哲朗ADR研究委員長、岩崎久哉前副委員長、委員：新田謙一郎前委員、小野寺清一前委員、村上孝ADR研究委員、菅原和也ADR研究委員、下斗米光昭ADR研究委員、上田穰副会長兼社会事業部長、川村浩次業務・研修部長 以上10名

第1回の委員会で役割分担し、①弁護士会との協議、②相談員・調停員養成講座の企画運営、③事前相談会場の選定、④各種規則の再検討、⑤書式・マニュアルの作成、⑥設備の準備（看板・電話・パーテーション）、⑦広報関係印刷（ポスター・リーフレット・封筒・名刺）、⑧ホームページ新設、⑨総務部と連携しての式典の開催、⑩評議委員・運営委員予定者の選任、⑪相談員・調停員予定者の選任。

限られた予算の中での委員会運営のため各自事務所での検討を行いメールによる検討結果を報告し、或いは委員会に結果を持ち寄り協議しては次の課題を各委員に託しメールによる検討、更に次の委員会ということの繰り返しで委員会を進めた。

・調停室の防音のための方策を検討し、ドアに防音を施す方法（1箇所約10万円）や音楽を流して他の音が聞こえないよう

にするなど検討したが申立人と相手方を二つの調停室にそれぞれ入室してもらい調停員が調停室を廻ることで防音についての解決を図り、そのことによって当初待合室に予定していた事務室ソファー廻りに設置するパーテーションの購入が不要となった。

- ・ポスターのロゴマークとして宮沢賢治をモチーフとして考えたが、宮沢賢治遺族の了解が取れず印刷屋さんにデザインをお願いし、アットホームなポスターになった。印刷は順調に推移したがリーフレットに誤字が見つかり再印刷を余儀なくされた。
- ・看板についても安価でシンプルなものとし当初予定になかった「岩手県土地家屋調査士会」の字句も追加し、調査士会のセンターであることをアピールできた。
- ・当初電話機は留守番機能、FAX機能のあるものを予定していたが、土地問題の依頼者は高齢の方が多いのではとの予想により留守番機能があっても話してもらえないのではないか、若者はホームページのメールフォームを使用するので問題ないし、FAXは会で常備しているものを使用させてもらえば通常の電話機で対応可能になり節約できる。電話番号はソフトバンクで番号を取得し019-908-7830（来れば悩みゼロ）という画期的な語呂合わせの番号にすることが出来た。
- ・規則等は小委員会も開催し重点的に検討し、マニュアル、各種様式についてもショミレーションしながら検討したが運営後は予測のつかない事態も起こり得るため隨時改善しなければならないものと考えている。
- ・相談員、調停員養成講座は5回シリーズで開催したが、これで十分ということではなくオープン後の11月29日に第6回講座を開催し相談に関するロールプレーを重点的に実施した。今後も養成講座の開催が必要なことは必至である。これ以外にも細々なことについて協議した。

センター諸事についての協議・検討しながらの養成講座の企画運営は委員会にとって非常にハードな6ヶ月間となった。式典・祝賀会の企画運営も委員会で行っていたら

大変なことになっていたでしょう。今思えば総務部を中心とした理事の皆さんにお願いし、分担したことは間違っていなかったと確信している。

〈設立までの経過〉

先進会視察

平成15年度

H15.11.21 東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター視察
工藤城士会長、菅原唯夫副会長、川村恒夫総務部長、安保豊人業務部長、柳平幸男日調連理事 以上5名

平成18年度

H18.10.19 宮城境界紛争解決支援センター視察
委員長 菅原唯夫副会長、副委員長 安保豊人業務・研修部長
委 員 下斗米光昭境界鑑定委員長、岩崎久哉理事 以上4名

委員会の推移

平成18年度

H18.7.25am いわて境界問題相談センター準備のための打合せ会
H18.7.25pm 第1回いわて境界問題相談センター調査委員会
委員長 菅原唯夫副会長、副委員長 安保豊人業務・研修部長
委 員 下斗米光昭境界鑑定委員長、岩崎久哉理事 以上4名

H19.3.30 第2回いわて境界問題相談センター調査委員会

平成19年度

H19.7.20 第1回境界問題相談センター設立準備委員会
委員長 安保豊人副会長、副委員長 岩崎久哉前委員、
委 員 新田謙一郎会員、小野寺清一前財務部長、金哲朗ADR研究委員長
以上5名

H19.9.26 第2回境界問題相談センター設立準備委員会

H19.10.19 第3回境界問題相談センター設立準備委員会

H19.11.16 第4回境界問題相談センター設立準備委員会

H19.12.13 第5回境界問題相談センター設立準備委員会

H20.2.8 第6回境界問題相談センター設立準備委員会

平成20年度

H20.6.4 第1回境界問題相談センター設立委員会
委員長 安保豊人副会長、副委員長 金哲朗ADR研究委員長、岩崎久哉前副委員長、委員 新田謙一郎前委員、小野寺清一前委員、村上孝ADR研究委員、菅原和也ADR研究委員、下斗米光昭ADR研究委員、上田穰副会長兼社会事業部長、川村浩次業務・研修部長 以上10名

H20.7.16 第2回境界問題相談センター設立委員会

H20.8.18 第3回境界問題相談センター設立委員会

H20.9.10 第4回境界問題相談センター設立委員会

H20.9.26 第5回境界問題相談センター設立委員会

H20.10.15 第6回境界問題相談センター設立委員会

H20.10.23 第7回境界問題相談センター設立委員会

H20.11.15	第8回境界問題相談センター設立委員会
H20.8.6	第1回境界問題相談センター設立小委員会
H20.8.11	第2回境界問題相談センター設立小委員会
研修会の推移	
平成16年度	
H16.9.25	第1回ADR対応土地家屋調査士養成講座（境界鑑定委員会）
H16.11.27	第2回ADR対応土地家屋調査士養成講座（境界鑑定委員会）
H17.1.22	第3回ADR対応土地家屋調査士養成講座（境界鑑定委員会）
H17.3.26	第4回ADR対応土地家屋調査士養成講座（境界鑑定委員会）
平成17年度	
H17.10.29	第1回境界鑑定講座（境界鑑定委員会）
H17.11.12	第2回境界鑑定講座（境界鑑定委員会）
H18.1.14	第3回境界鑑定講座（境界鑑定委員会）
平成18年度	
H18.10.30	日調連主催 民間紛争解決手続の業務の認証制度（ADR認証制度）に関する説明会 安保豊人業務・研修部長、岩崎久哉委員 以上2名出席
H19.1.23	第1回ADR講座（ADR研究委員会）
H19.2.14	第2回ADR講座（ADR研究委員会）
平成19年度	
H20.1.31	平成19年度第1回ADR講座（ADR研究委員会）
平成20年度	
H20.6.28	第1回境界問題相談センター相談員・調停員養成講座
H20.7.5	第2回境界問題相談センター相談員・調停員養成講座
H20.8.6	第3回境界問題相談センター相談員・調停員養成講座
H20.8.22～24	東北ブロック調停トレーニング 安保豊人副会長兼委員長、岩崎久哉副委員長、下斗米光昭委員 佐藤浩康会員、辻山富絵会員 以上5名参加
H20.9.27	第4回境界問題相談センター相談員・調停員養成講座
H20.10.25	第5回境界問題相談センター相談員・調停員養成講座
H20.11.29	第6回境界問題相談センター相談員・調停員養成講座
総会承認の推移	
平成16年度から平成18年度まで	
通常総会においてADR対応土地家屋調査士養成講座の承認を受ける	
平成19年度	
H19.5.18	通常総会において設立準備委員会の組成、ADR対応土地家屋調査士養成講座の開催、予算案承認
平成20年度	
H20.5.30	通常総会において設立委員会の組成、式典・祝賀会の開催、相談員・調停員養成講座の開催と特別会計予算案承認
弁護士会との協議、式典	
平成16年度から平成18年度まで	
士業懇談会において弁護士会長に土地家屋調査士型ADRと将来の協力について懇談（弁護士会長が欠席で懇談できない年もあり。）	
平成19年度	

- H20.2.25 岩手弁護士会訪問（センター規則等の提示）
平成20年度
- H20.5.2 岩手弁護士会訪問（弁護士会新会長を表敬訪問すると共に今後のお願い）
- 随時弁護士会の担当者と打合せ**
- H20.9.8 岩手弁護士会訪問（協定書調印日程等について）
- H20.10.10 岩手弁護士会との協定書調印
- H20.11.21 境界問題相談センターいわて設立記念講演、式典、祝賀会
-

第2部 協定書調印式

平成20年10月10日（金）午前9時50分より岩手県公会堂2階特別室において岩手弁護士会石川哲会長、岩手県土地家屋調査士会菅原唯夫会長との間で高橋宏二総務部長の司会進行で調印式が執り行われた。最初に安保よりセンターの経過報告をし、協定書調印の後、両会会長の挨拶と続き、最後に岩手日報等への記者会見を行い、滞りなく式は終了した。

式典の準備に参加頂いたのは菅原唯夫会長、安保豊人副会長兼センター設立委員長、高橋宏二総務部長、小岩邦弘広報部長、金哲朗設立副委員長、岩崎久哉設立副委員長、川井一史理事、高橋事務員（岩手日報記事参照）

第3部 第2回会員研修会、記念講演、設立式典、祝賀会

平成20年11月21日（金）記念式典の前段として午前10時から第2回会員研修会が行われ会員137名、補助者6名、他会からの参加者7名、合計150名の参加により研修会が行われた。

最初に境界問題相談センター設立委員会からの報告として金哲朗副委員長からセンターの基本的なこと、相談員・調停員養成講座（トレーニング）の内容、センターの手続きの流れなどについて説明しセンターの仕組み、トレーニング内容の理解を求めた。

次に、岩手大学教育学部土屋明広准教授から「境界問題相談センターいわてに期待すること」と題してご講演をいただき、申立人、相手方がセンターを利用したこと

より満足して帰ることができるセンターになるように。とのお言葉をいただきました。

次に、日本土地家屋調査士会連合会横山一夫副会長から「専門職の倫理」と題してご講演をいただき、土地家屋調査士倫理綱領のみでは現在の土地家屋調査士業務を遂行するためには不足であり、倫理規程の必要性と今後の規程制定の情報提供をいただきました。

午後1時からの記念講演においては岩手弁護士会小笠原基也副会長から「境界紛争の解決と予防」と題してご講演をいただき、現在機能している訴訟・筆界特定制度・民事調停についての説明と敷居が低い、費用が安い、短期間での解決など境界問題相談センターのメリットについて説明いただきました。

午後2時20分から記念式典が行われ、衆議院議員、参議院議員、盛岡地方裁判所所長、盛岡地方法務局局長、日本土地家屋調査士会連合会会長を始めとして多くのご来賓のご臨席を賜り、会員98名参加し式典が開催され菅原会長からの式辞において設立を決めたエピソードの披露があり、次に安保からセンターの説明と運営委員の紹介、ご来賓からの祝辞として岩手弁護士会石川会長、盛岡地方裁判所伊藤所長、盛岡地方法務局出雲局長、日調連松岡会長、鈴木俊一衆議院議員からいただき、来賓紹介、祝電披露と滞りなく終了した。

会員の皆様にはお知らせしていませんでしたが、この後、直ぐに7階において記者会見が行われ菅原会長、高橋総務部長、金・

岩崎副委員長、安保で会見に臨み、祝賀会が始まるので両副委員長に会見を託して祝賀会会場に3名は移動した。

午後3時50分からご来賓、会員総勢93名が参加して祝賀会が開催され会長挨拶のあと主浜了参議院議員、岩手県司法書士会菊池会長、東北ブロック協議会星会長にご来賓の祝辞をいただき、続いてホテルの計らいにより鏡開きが行われた。向って左の樽は

岩手弁護士会 会長 石川 哲 様

岩手県土地家屋調査士会 会長

菅原唯夫

日本土地家屋調査士会連合会 会長

松岡直武 様

岩手県司法書士会 会長

菊池 隆 様

東北ブロック協議会 会長

星 貞行 様

向って右の樽は

岩手弁護士会 副会長

小笠原基也 様

境界問題相談センターいわて センター長

安保豊人

日本土地家屋調査士会連合会 副会長

横山一夫 様

日本土地家屋調査士会連合会 研修部長

野地良宏 様

日本土地家屋調査士会連合会社会事業次長

小林昭雄 様

の10名で行われ日調連副会長の横山様の乾杯で宴が開幕した。

会場内には時折調印式の模様を放映したり和やかな時間が過ぎ、当会名誉会長工藤城士の締めで宴を閉じ、その後東北各会からの来賓を交えて二次会、三次会と流れた・・・。

—— 会館駐車場には既に車が2台とまっていた。取材もあるということで急遽委員会の資料を全部持って来たので、それとノートパソコンを持ち事務室のドアを開けた。岩崎運営委員が「めんこいテレビの取材があるようですよ。」と声をかけてきた。「そうみたいだね。」と答えた。事務室のソファーに会長が座っており私も向いに座り、取材のことやら雑談をしていた。「電話が来たら誰が出ますか?」岩崎運営委員が言うので「岩崎さん出てくださいよ。」と答え、少しホットした。オープン10時に少し前にめんこいの取材の方が来た。会長と取材に応じ色々説明し、丁度10時を廻ったとき電話が鳴り岩崎運営委員が出た、第1号であった。カメラも回り取材も続き…。初日は岩崎運営委員が2件、私が1件を受け、全部で3件の問合せがあり、最初の1週間で合計6件の問合せがありました。今後の問合せ件数の推移は、どのようにになって行くのか皆目検討がつきません。

境界問題相談センター設立委員の皆さんには大変な苦労を強いた委員会であったと感じています。そのうえ設立委員10名は全員がそのままセンター運営委員を使命と感じ快く引き受けてくれました。(と私は思っています。) センターを作るまで大変でした。この誌面を借りて9人の委員に対しお礼を申し上げます。しかし、これで終わりではありません。これからが始まりです。これからが真に県民のための「境界問題相談センターいわて」にならなければなりません。

「境界問題相談センターいわて」設立のご挨拶

本日は、岩手県土地家屋調査士会が運営いたします「境界問題相談センターいわて」の記念式典および祝賀会のご案内を差し上げましたところ、遠路ご多忙中にもかかわらず多くのご来賓と会員の皆様方のご光臨を賜り誠にありがとうございます。

さて、当会の「境界問題相談センターいわて」は岩手弁護士会の協力を得て、県内では第一号となります民間型ADR（裁判外紛争解決手続き）機関であり平成20年11月25日より運営することになりました。

これは、下記主旨の下で県民に対する資格者の社会貢献であると考え当会の会員全員でささえ運営していくものであります。

今後とも関係各位のご理解、ご協力とご指導ご鞭撻をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

平成20年11月21日

岩手県土地家屋調査士会
会長 菅原唯夫

1、設立の主旨

近年、全国的に土地の境界をめぐるトラブルが多く不動産取引や住宅地などの安定的な生活に支障をきたしていることがあります。

岩手県内では、土地境界の紛争は全国的に見て少ない方ではありますが、代々相続されている土地でも明確な境界がわからぬために隣地と争いになるケースや、不満に思いながらも言い出せなくているような潜在的問題は多く存在すると考えます。

このような問題の解決方法としては、裁判による解決、法務省の筆界特定制度など司法または行政によるものしかありませんでした。

この度、気軽に、そして安心して相談ができ、当事者同士が話し合いによって土地の境界問題を解決する機関として、「境界問題相談センターいわて」を設立することになりました。これには法律の専門家の弁護士と、土地境界の専門家の土地家屋調査士が協働して行います。

紛争解決には当事者の主体性を尊重し、自分たちで解決するという意識を高めることに配慮しておりますし、その話し合いによってお互いが納得した結果を法務局の登記簿、地図に反映させて将来的にも安定した関係が保てるようになりますことを目指しております。

『境界問題相談センターいわて』

岩手県土地家屋調査士会・岩手弁護士会協定書調印式

期日：平成20年10月10日（金）9時50分開始
場所：岩手県公会堂 特別室

司会：高橋宏二（土地家屋調査士会総務部長）

1. 開式の辞と経過報告
境界問題相談センター設立委員長 安保豊人

2. 協定書調印
岩手県土地家屋調査士会長 菅原唯夫
岩手弁護士会長 石川哲様

3. あいさつ
岩手県土地家屋調査士会 会長 菅原唯夫
岩手弁護士会 会長 石川哲様

4. 開式の辞 司会

5. 報道機関への対応 司会

資料2

設立記念講演、式典・祝賀会		境界問題相談センターいわて			
式次第					
第1部		司会 総務部次長 川井一史			
記念講演 演題 「境界紛争の解決と予防」		岩手弁護士会副会長 小笠原基也 先生			
第2部		司会 総務部長 高橋 宏二			
記念式典		副会長 小山 正			
1. 開式の辞		会長 菅原 唯夫			
2. 式辭		センター長 安保 豊人			
3. センター並びに運営委員の紹介		4. 祝辞			
岩手弁護士会 会長 石川 哲様		岩手弁護士会 会長 石川 哲様			
盛岡地方裁判所 所長 伊藤 純基様		盛岡地方法務局 局長 出雲 範夫様			
日本土地家屋調査士会連合会 会長 松岡 直武様		衆議院議員（岩手県土地家屋調査士政治連盟 顧問） 鈴木 俊一様			
衆議院議員（岩手県土地家屋調査士政治連盟 顧問） 鈴木 俊一様		5. 来賓紹介			
6. 祝電披露		6. 祝電披露			
7. 閉式の辞		7. 閉式の辞			
祝賀会		司会 広報部長 小岩邦弘			
1. 会長挨拶		2. 来賓祝辞			
参議院議員 主演 了様		参議院議員 主演 了様			
岩手県司法書士会長 会長 菊池 隆様		東北ブロック協議会 会長 星 貞行様			
3. 鍵開き		4. 乾杯			
5. 万歳三唱					
日 時 平成20年11月21日（金）					
式典 午後2時0分					
祝賀会 午後3時50分					
場所 ホテルニューカリーナ2階「マーブル」 〒020-0024 盛岡市菜園2丁目6番1号 TEL 019-625-2222					
岩手県土地家屋調査士会					

ご来賓御芳名		(順不同)
衆議院議員	鈴木 俊一様	
衆議院議員	小沢 一郎様	
衆議院議員	階 猛様	
参議院議員	主演 了様	
参議院議員	平野 達男様	
盛岡地方裁判所 所長	伊藤 純基様	
盛岡地方法務局 局長	出雲 範夫様	
盛岡地方法務局 首席登記官	芳見 孝行様	
岩手弁護士会 会長	石川 哲様	
岩手弁護士会 副会長	小笠原 基也様	
岩手弁護士会 元会長	吉田 瑞彦様	
岩手調停協会連合会 会長	野村 弘様	
日本司法支援センター岩手地方事務所 所長	佐々木 良博様	
岩手県司法書士会 会長	菊池 隆様	
岩手県行政書士会 会長	中澤 弘文様	
東北税理士会 会長	熊谷 真人様	
(社) 岩手県公共嘱託登記司法書士協会 理事長	齋藤 俊二様	
岩手大学教育学部 準教授	土屋 明広様	
岩手日報社代表取締役社長	三浦 宏様	
IBC岩手放送代表取締役社長	阿部 正樹様	
岩手日日新聞社盛岡支社長	千葉 浩也様	
ご来賓御芳名		(順不同)
日本土地家屋調査士会連合会 会長	松岡 直武様	
日本土地家屋調査士会連合会 副会長	横山 一夫様	
日本土地家屋調査士会連合会 研修部長	野地 良宏様	
日本土地家屋調査士会連合会 社会事業部次長	小林 昭雄様	
青森県土地家屋調査士会 会長	東北ブロック協議会 会長	
宮城県土地家屋調査士会 会長	星 貞行様	
奈良県土地家屋調査士会 会長	志野 忠司様	
岐阜県土地家屋調査士会 会長	林 千年様	
福島県土地家屋調査士会 会長	柴山 武様	
山形県土地家屋調査士会 会長	相田 治孝様	
秋田県土地家屋調査士会 会長	赤塚 富治様	
宮城県土地家屋調査士会 副会長	古積 威様	
みやぎ境界紛争解決支援センター長	青森県土地家屋調査士会 副会長	
福島県土地家屋調査士会 副会長	小林 要藏様	
境界紛争解決支援センターふくしま設立準備委員会委員長	松崎 弘昭様	
東北ブロック協議会事務局長・宮城県土地家屋調査士会 広報部長	我妻 正彦様	
青森県土地家屋調査士会 社会事業部長	佐藤 勝幸様	
境界紛争解決支援センターふくしま設立準備委員会副委員長	佐藤 好男様	
あきた境界問題相談センター検討委員長	古川 克巳様	
山形県土地家屋調査士会 ADR 備考委員長	高橋 孝一様	
(社) 宮城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長	岩渕 正知様	
(社) 福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長	斎藤 肇様	
(社) 青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長	石黒 正道様	
(社) 岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長	柳平 幸男様	
岩手県土地家屋調査士会 政治連盟 会長	上田 翟様	
岩手県土地家屋調査士会 名誉会長	工藤 城士様	
岩手県土地家屋調査士会 顧問	遠藤 忠司様	

※御座頼、ご芳名等に失礼や不行届きがございました節は、後事に免じてご寛容賜りますよう切願い申しあげます。



会員研修会（岩手大学教育学部 土屋明広准教授）



記念講演（岩手弁護士会 小笠原基也副会長）



祝賀会（鏡開き）



祝賀会（岩手県司法書士会会长祝辞）

各新聞記事（抜粹）

2008年(平成20年)10月11日(土曜日)

土地境界トラブル解決へ
相談機関を来月開設

土地家屋調査士会、弁護士会と協力

「本筋にしては第一、『政治的争奪の機運』、『外務省の外交手続機運』、『内閣の内政手続機運』などである。」
セイジ一は同市中野（新宿区）に在住する。本筋は、

10月11日 岩手日報

11月21日 岩手日報

11月26日 読売新聞

セントラルは同市中野一丁目の県土地家屋調査会内に設置。電話番号は019-908-7830。受付時間は午前八時半から午後四時まで。

「境界問題相談センターいわて」評議委員名簿

	弁護士・調査士の別	会の役職	委員会の役職	氏名	認・筆・調	相談員	調停員
1	土地家屋調査士	会長	委員長	菅原 唯夫	筆	○	
2	土地家屋調査士	副会長 社会事業部長		上田 穂	認・筆・調	○	
3	土地家屋調査士	副会長 センター長		安保 豊人	認・筆	○	○
4	弁護士	前会長		高橋 耕		○	○
5	弁護士	副会長		小笠原 基也		○	○

※調査士の部分で認は認定調査士、筆は筆界調査員、調は裁判所の調停委員

「境界問題相談センターいわて」運営委員名簿

	支部名	役職予定	氏名	認・筆・調	相談員	調停員
1	盛岡	センター長 運営委員長	安保 豊人	認・筆	○	○
2	盛岡		川村 浩次	認・筆	○	
3	盛岡	職務代行 (正副事故の場合)	岩崎 久哉	認・筆・調	○	○
4	花巻		上田 穂	認・筆・調	○	
5	花巻		新田 謙一郎	認	○	
6	水沢		村上 孝	筆・調	○	○
7	一関		小野寺 清一		○	
8	遠野	副センター長 副運営委員長	金 哲朗	認・筆・調	○	○
9	宮古		菅原 和也	筆・調	○	○
10	二戸		下斗米 光昭	認・筆・調	○	○

※調査士の部分で認は認定調査士、筆は筆界調査員、調は裁判所の調停委員

「境界問題相談センターいわて」相談員・調停員名簿

	支部又は所在地	氏名	認・筆・調	相談員	調停員
1	盛岡	菅原 唯夫	筆	○	
2	盛岡	本宮 俊吾		○	
3	盛岡	水本 泰之		○	
4	盛岡	安保 豊人	認・筆	○	○
5	盛岡	工藤 實	認	○	○
6	盛岡	佐藤 保	認	○	
7	盛岡	川村 浩次	認・筆	○	
8	盛岡	葛巻 弘志	認・筆	○	
9	盛岡	高橋 仁	認	○	
10	盛岡	岩崎 久哉	認・筆・調	○	○
11	盛岡	岩山 勝英	認	○	
12	花巻	上田 穂	認・筆・調	○	
13	花巻	八重樫 森	認	○	○
14	花巻	渡邊 典史	認	○	
15	花巻	小澤 克之	認	○	
16	花巻	新田 謙一郎	認	○	
17	水沢	村上 孝	筆・調	○	○
18	水沢	吉田 春男	認	○	
19	水沢	佐藤 浩康	認	○	○
20	水沢	千葉 正和	認	○	
21	一関	小野寺 清一		○	
22	一関	小山 正	調	○	○
23	一関	小岩 邦弘	認	○	
24	一関	辻山 富絵	認	○	○
25	遠野	金 哲朗	認・筆・調	○	○
26	遠野	埜木 隆司		○	
27	宮古	菅原 和也	筆・調	○	○
28	宮古	坂本 良一		○	
29	二戸	下斗米 光昭	認・筆・調	○	○
30	二戸	柳平 幸男	認	○	
31	二戸	岩崎 久	認	○	
32	二戸	畠中 勇次郎	認・筆・調	○	○
	小計			32	12
33	盛岡	高橋 耕	弁護士	○	○
34	盛岡	小笠原 基也	弁護士	○	○
35	一関	山崎 正敏	弁護士	○	○
	小計			3	3
	合計			35	15

※調査士の部分で認は認定調査士、筆は筆界調査員、調は裁判所の調停委員

平成20年岩手宮城内陸地震現地災害対策本部対応報告

現地災害対策本部 本部長 菅 原 唯 夫

1 地震の概要

- ① 平成20年岩手宮城内陸地震（気象庁命名）
- ② 発生日時 平成20年6月14日（土）午前8時43分頃
- ③ 震央地名 岩手県内陸南部（岩手県一関市巣美町地内）（北緯39.0度、統計140.9度）
- ④ 震源の深さ 約8km
- ⑤ 規模 マグニチュード7.2
- ⑥ 各地の震度（震度5強以上）
 - 震度6強 岩手県：奥州市 宮城県：栗原市
 - 震度6弱 宮城県：大崎市
 - 震度5強 岩手県：北上市、一関市、金ヶ崎町、平泉町
宮城県：仙台市、名取市、登米市、利府町、加美町、涌谷町、美里町
秋田県：湯沢市、東成瀬村

2 被害状況

1) 概要

- ① 死者12名、
- ② 行方不明者10名
- ③ 負傷者357名
- ④ 被災は4県にまたがり被害額は777億円。

このほか建物被害や農業被害などを含めると被害総額は1200億円を超える見込み。

2) 岩手県内被害状況

- ① 死者2名、
- ② 行方不明者0名
- ③ 負傷者37名（重軽傷併せて）
- ④ 建物被害（住家のみ）
 - イ) 全壊 2棟
 - ロ) 半壊 4棟
 - ハ) 一部破損 608棟

3) 本会会員被害状況（本会へ報告のあったもののみ）

- ① 人的被災 0
- ② 事務所・家屋等への被災 3名（母屋の瓦崩落、納屋と蔵の壁崩落、ブロック塀の傾倒等）
 - 水沢支部 1名
 - 一関支部 2名
- ③ 被災会員にお見舞い（6月26日付け）



3 本会対応状況

(会員の被災状況)



(会員の被災状況)

1) 現地災害対策本部組成（平成20年6月16日仮組成（連合会総会会場内にて））

本部長 菅原唯夫会長

副本部長 小山正副会長、菊池直喜水沢支部長、佐藤英志一関支部長

総務班班長 小岩邦弘広報部長

6月27日第3回理事会にて正式組成

2) 対策本部対応記録（別紙 対応記録表参照）

- ① 現地災害対策本部対策会議 3回
- ② 理事会協議 3回（3,4,5回）
- ③ 常任理事会協議 1回
- ④ 法務局との協議 5回（本局、支局）
- ⑤ 宮城会との協議 1回

3) 支援事業

① 表示登記無料相談（地震被災者を対象中心に表示に関する無料登記相談）

10月1日(法の日) 水沢支部（コープアテルイ内）

10月4日、5日 一関支部（住まい・まちづくりフェア内）（一関支所と合同）

相談件数 水沢支部4件 一関支部5件

（何れも地震に関係の無い相談であった）

② 被災建物の滅失登記無料代理申請（法務局後援）

申込み受け付け期間 10月15日～11月15日 1ヶ月間

申し込み受付場所 各支部会員事務所

問い合わせ先 本会事務局

(この件に関し本会問い合わせ1件(土地についての問い合わせ))

申込み件数 水沢支部0件 一関支部1件

申込みの建物滅失登記無料代理申請の案件は現在処理中(12月19日現在)

(3) 相談申込み状況結果の推察

この地震の発生場所が山間部を中心としたもので、震度の大きさの割に被害にあった建物が比較的少なかったことと、農家住宅の特徴である附属建物が数棟あるなどのため滅失登記無料代理申請の対象とならなかったものと推定される。

4 地震による登記申請への影響

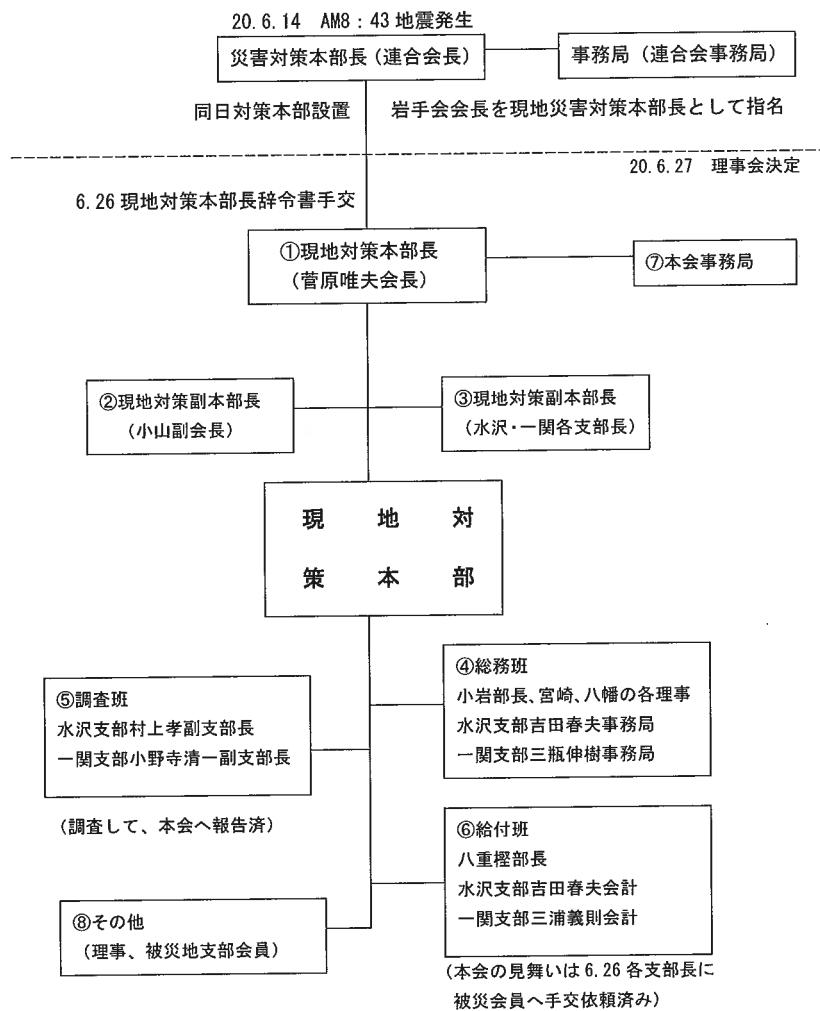
- ① 国土地理院は平成20年6月19日、地震により地殻変動の大きかった地域の電子基準点及び基本三角点等の測量の成果の公表を停止した。
- ② 平成20年7月9日地積測量図作成について盛岡地方法務局へ照会文を提出。内容は公表停止にかかる地域を不動産登記規則第77条第1項第7号の『近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合』の適用区域とし、その場合の地積測量図作成方法について。
- ③ 平成20年7月16日、盛岡地方法務局首席登記官通知により、公表停止にかかる地域を不動産登記規則第77条第1項第7号の『近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合』の適用区域とし地積測量図作成上の注意を喚起し、恒久的地物からの任意座標での測量を認めた。又地震前の測量による成果をそのまま地積測量図へ記載することは適正でない旨の留意点も明記された。本会からの照会への回答は、示されなかった。
- ④ 平成20年8月29日登第93号首席登記官通知により照会に対する回答がある。
内容は、地震により移動した基準点を使用しての基準点測量は認められないため地積測量図への多角点網図記載が認められない(地震前に測量したものは、参考として枠で囲んでの記載を認められている)こととなった。地積測量図には、引照点若しくは恒久的地物と筆界点との位置関係を記載する。
- ⑤ 今回の地震による影響があるため、被災地の法務局に分筆登記の申請や被災地の境界復元を依頼された場合には、事前に該当法務局や該当支部会員に情報確認してから行っていただきたい。

5 終わりに

この度の地震により被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

本会の災害対策並びに被災者支援事業に携わった関係各位に厚くお礼申し上げ報告とします。

岩手・宮城内陸地震災害対策本部組織図



平成20年岩手宮城内陸地震現地災害対策本部長辞令交付
写真左 横山日調連副会長、写真右 菅原唯夫岩手会会长

平成 20 年岩手宮城内陸地震被災対応記録表（平成 20 年 6 月 14 日午前 8 時 43 分頃発生）

番号	月日	項目	場所	内容	備考
1	6.14	災害対策本部設置	連合会	6 月 14 日午前 8 時 43 分一関市巣美町を震源とする震度 6 強～5 強の地震発生	奥州市衣川区 6 強、胆沢区 6 弱、金ヶ崎、前沢、水沢、江刺、一関市 5 強等
2		現地災害対策本部長辞令発令	連合会	菅原会長を任命	6.26 辞令書手交
3	6.16	会員の罹災状況調査指示	本会	会員宛メールにて自己申告及び支部長に依頼	連合会総会会場内で現地災害対策本部仮組成
4		罹災報告	各支部	水沢 1 名、一関 2 名	建物（瓦、外壁の崩落）プロック崩落下
5		地震対応について法務局へ協議申し入れ（業務への影響等）	総務部・業務部	本局で別件協議の際に、地積測量図に記載する基準点の取扱について協議申し入れ	仙台法務局との協議が必要であり後日協議対応者 各部長、首席
6	6.23	会員通知（罹災見舞い、会員の罹災状況報告）	本会	会員へのお見舞いと岩手会会員の罹災状況を会員へ報告	番号 4 の通り
7	6.23	会員通知（岩調発第 88 号）	本会	岩手宮城内陸地震後の業務についての注意事項	主に地積測量の際の基準点使用の注意点、地積測量図作成の注意点
8	6.25	罹災地支部長との協議（1 回現地災害対策本部会議）	一関まき交遊館	会長、小山副会長、小岩広報部長、菊池水沢、佐藤一関支部長で対応について協議	罹災会員への対応、今後の業務について、連合会役員来訪他
9	6.26	連合会役員罹災見舞い來訪	本会他	罹災地会、法務局（本局、水沢支局、一関支局、篆館支局他）へ見舞い 菅原会長、小山副会長同行 菊池水沢支部長、佐藤一関支部長出迎え	横山副会長、関根総務部長、竹谷常務理事來訪。10 時スタートで篆館支局着 13 時 50 分。時間的な制約があり罹災会員宅には寄れず。罹災会員や市町村の状況を資料等にて報告
10		本会対応のお知らせ	本局他	本会としての対応（会員通知岩調発第 88 号の内容）を法務局長宛に文書で報告	業務対応について、今後の協議をお願いする
11		罹災会員への見舞い	各支部	本会から罹災会員へお見舞金を各支部長に依頼	見舞金 1 人 10000 円
12	6.27	現地災害対策本部正式設置	本会	理事会席上にて協議、会長から各担当を指名	別紙現地災害対策本部組織図の通り

番号	月日	項目	場所	内容	備考
13	6.30	法務局との協議	一関支局	分筆等登記業務について支局へ提案型の協議依頼（佐藤一関支部長、小岩部長）	分筆等地積測量図の添付を伴う登記業務について、受付はするが処理は保留との回答で協議を中止
14	7.1	会員からの要望書	本会	一関支局の対応について、早急に解決するよう本局や仙台管区局に働きかけの要望	メールにて、一関市支局へ申請した分筆登記が手続き保留とされている。
15	7.2 れ	本局首席へ登記保留解除の申し入れ	会長	会員からの要望を受けて、会長として本局首席との電話協議	水沢や築館と取扱が相違することについて、保留の理由について聴取。管区からの情報を得てから連絡する旨の回答
16		宮城会との協議について	会長	宮城・岩手両会で対応についての協議会開催を提案	盛岡本局への地積測量図作成に関する問い合わせをすると、仙台局の判断を待つよう対応や回答のため、調査士会として岩手、宮城両会が地積測量図作成の考え方や記載内容について、協議・統一しておく必要があるため
17		法務局一関支局(登記官)との協議	一関支局	一関支局猿橋、及川の各登記官、小山副会長、佐藤一関支部長、小岩部長で地積測量図への基本三角点等の記載について（登記基準点と街区基準点の取扱について）協議	これらの基準点を恒久的地物として引照点扱い（世界測地系ではないので任意座標系となる）であれば処理は可能であるとの結論による。本局から今週中にも取扱について何等かの指示があるので最終結論はその後となる。 詳細は小岩部長がまとめて報告する。
18		街区基準点についての要望書作成	一関支部・ 一関支所	一関市役所管理の街区基準点測量成果の公表について（支部長名、支所長名連名）	地理院が電子基準点を含む三角点測量成果の公表停止をしたので、街区基準点については公表停止をしないよう願うに要望するため
19		本会としての協力申出打ち合わせ	一関市役所	街区基準点包括使用承認契約の当事者として	国土調査室では前例（新潟、石川等）の情報を

番号	月日	項目	場所	内容	備考
20		国土調査室	て、街区基準点にして本会が一関市に対して協力したい旨の申し入れ。国土調査室菅原室長、小野寺課員、当会小山副会長	知りたいので全国ネットワークを使つていただき情報提供をお願いしたい。国から街区基準点を移管されるときに、Q&Aがあり地震の際のことも記載されている。その内容は国土地理院が対応する事になつており一関市の独自判断で改測をする等の措置は出来ないし考えていかない。とにかく地理院からの情報待ちがあるので、別ルートでもいいから情報提供と、地理院への働きかけをお願いしたい。	
21	7.3	登記保留解除について	会長	盛岡本局天野総括表示登記専門官から登記保留を解除する旨の報告	正式文書を作成中であり、関係法務局へ本中に発送予定。コピーを本会へも送付するよう依頼する。
22		支局との協議結果作成	小岩部長	協議結果のまとめ作成	まとめたら再度支局登記官の確認を得る。その後会員通知として会員に流す予定
23	7.5	「平成20年岩手宮城内陸地震」対応について岩手宮城両会協議会	一関市つるまき交遊館	罹災地法務局（水沢、一関、築館）の登記対応がまちまちであること。仙台管区局への地震対応協議について、岩手宮城両会の意見統一を図るため。岩手会（菅原会長、小山副会長、小岩部長、佐藤一関支部長）、宮城会（三浦副会長、古積副会長）	滅失登記について。法務局の窓口確認。他会（阪神淡路大震災、能登半島沖地震、中越沖地震等）の例を報告
24	7.8	一関支局へ照会	佐藤一関支部長	地積測量図作成についての伺い	一関支局猿橋登記官と事前打ち合わせ
25	7.9	盛岡地方法務局へ照会	菅原会長、	地積測量図作成についての伺い	本局で協議、芳見首席、天野総表専、色麻登

番号	月日	項目	場所	内容	備考
26			小山副会長		記官、内野事務官、地震前の座標を使用する意味。14条地図の閲覧について。
27	7.15	2回現地災害対策本部会議	水沢支部長 事務所	情報交換、今後の対応について	
28	7.16	首席登記官通知（登第73号）	本会	「平成20年岩手・宮城内陸地震」に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域にかかる地積測量図の作成について	
29	7.23	第3回常任理事会	会館	現地災害対策本部の地震対応報告	連合会からの地震対応対策費50万円の取扱について他
30	7.29	第4回理事会	書面決議	「平成20年岩手・宮城内陸地震」による被災者支援事業について	資格者としての専門性を活かした支援として地震により倒壊した建物の滅失登記無料代理申請を実施する事を決議
31	8.11	法務局との地震対応協議	盛岡地方法務局	建物の滅失登記無料代理申請の実施について法務局の対応について伺い並びに協力要請。地積測量図作成についての照会文書の回答について。菅原会長、小山副会長、芳見首席、天野総表事、内野事務官	
32	8.19	仙台法務局民事行政部長通知(不第203号)宮城県土地家屋調査士会長宛	仙台法務局	「平成20年岩手・宮城内陸地震」に伴う地積測量図の作成について（回答）	宮城県土地家屋調査士会からの照会に対する回答
33	8.26	法務局との地震対応協議	盛岡地方法務局	「平成20年岩手・宮城内陸地震」に伴う地積測量図の作成について（回答）	本会からの照会について早期に回答願いたい旨の依頼。参考に仙台法務局民事行政部長通知を持参

番号	月日	項目	場所	内容	備考
33	8.29	首席登記官通知（登第93号）	盛岡地方法務局	「平成20年岩手・宮城内陸地震」に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域にかかる地積測量図の作成について	本会からの照会（平成20年7月9日付岩調発第104号）に対する回答
34	9.3	3回現地災害対策本部会議	一関市つるまき交遊館	建物の滅失登記無料代理申請事業の実施について 災害対策本部のまとめについて	事業周知、無料登記相談会実施等について
35	10.1	「平成20年岩手・宮城内陸地震」関係の表示登記無料相談会	水沢支部	「平成20年岩手・宮城内陸地震」による被災した建物を中心に無料表示登記相談会開催	建物の滅失登記無料代理申請事業の広報
36	10.4 ～10.5	「平成20年岩手・宮城内陸地震」関係の表示登記無料相談会	一関支部	「平成20年岩手・宮城内陸地震」による被災した建物を中心に無料表示登記相談会開催	建物の滅失登記無料代理申請事業の広報
37 ～ 38	10.15 ～ 11.15	「平成20年岩手・宮城内陸地震」による被災した建物の滅失登記無料代理申請事業実施（法務局後援）現地災害対策本部解散	水沢・一関支部	純粋な滅失登記申請のみの受け付け一部倒壊での表示変更に該当する案件は、相談のみとして無料の対象外とする 常任理事会に現地対策本部対応報告書を提出	所有者の所在地が他地区（奥州市や一関市以外）にも居住している可能性があり、全県下の会員が行う。
39	12.17	「平成20年岩手・宮城内陸地震」滅失登記無料代理申請申込み	一本会	一関市役所から紹介されて、被災者が申し込み	申込み期限満了後での申込みであったが、特別に受理する事に決定

岩手・宮城内陸地震

一関支部長 佐 藤 英 志

先日、震源地に近い温泉「瑞泉閣」に仲良しグループで忘年会に行ってきました。お客様は入っているかなと思いましたが、工事関係者の忘年会もあり満室でした。

よくテレビで放送していたダム湖そして、崩落した橋。開通したので見学をしてきました。さすがに現実に見るとすごいエネルギーが発生したのがよくわかります。子供は「すげー」と言って目を丸くしていました。これから子供の笑顔を見ると災害にも負けず大丈夫だと確信しました。そうです自分の職業である土地家屋調査士も忘れていません。震源地からわずか2キロ先の登記基準点も確認してきました。再測の結果、横に63cm高さで+1.3m移動したとの事です。登記基準点自体は見た目ではこれだけ移動したとは分からないほど無事でした。基準点の目の前のまつるべ温泉宿「かみくら」は12月31日営業再開の為工事が急ピッチで頑張っていました。

妻にやさしい一関の厳美温泉郷に皆様も来てください。

さて6月14日（土）8時43分、今まで経験したことが無い揺れ、妻は一人で裸足のまま外に避難、長男はトイレで大の最中、次男を抱きかかえトイレの前に来たら尻も拭かず飛び出してきた長男を揺れの治まるのを待って外に避難したら、近所の人たちも裸足のまま外にいました。

震源地は？なんと地元の厳美ではないか！余震が発生またか！その後にテレビで地震警報今の地震？また地震が来るのか？あまり震源地に近すぎる為警報が地震後に警報されます。地震後数日後には地震雲が南北に綺麗見えました。大きな余震が多すぎ！さらに多すぎたのがヘリコプターの数おかげ様で、刻々テレビで放送される画面を見ながら凄いことになっているなと思いながら、自分の自宅も少し被害があり家の前の市道も亀裂が入り、川の昔ながらの石



積は至る所で崩れ、やっと工事が入る所です。自宅近くはG P S測量したら35cm位秋田方向移動していました。全然実感はありませんが！しかし測量するに当たり移動量を考えこれからは測量をしなければなりません。

登記手続きに関して調査士会そして法務局の皆様にご苦労をお掛けして感謝しております。





法14条1項地図作成作業に携わって

会員 佐 藤 吉 和

10月29日、四次立会ですべての立会が終了しました。作業開始から5ヶ月以上が経過し、やっとという思いでおります。

私の担当箇所は、青山一丁目地区の総筆数約200筆、面積では9300m²という広さがありました。立会の日程調整から立会用の資料作成といままで経験したことのないようなボリュームで、最初はとても戸惑ったように思います。自分の工区の立会が始まると前に駒ヶ嶺先生の工区の立会を手伝わせてもらい、立会の雰囲気や進め方を教えていただく機会をいただきました。普段の調査士業務としての立会ではなく、あくまでも法務局職員の立会の補助という立場で今までとは違う意味合いの立会だということを改めて感じることが出来ました。

現地立会は、6月中旬に官公署等、7月18日から31日まで民地の立会を行いました。まず盛岡市用地課との立会において、道路、水路は対象地のほぼ全体の官民界を確認していく作業となるので、一日で確認する境界数は最も多く、夕方ぎりぎりまでかかりました。これは本業務の登竜門かのごとく体力的にもっとも苦労しましたが、これまで机上で把握していた対象地の全容を、自らの足と目で把握できる大事な作業である

と思われました。

民地との立会は、時間に余裕を持たせたスケジュールが功を奏し、比較的順調に立会が行えたと思います。しかしながら、昨今の地球温暖化のせいいか、はたまた私の日頃の行いが悪いせいなのか、雲ひとつない晴天かと思うと突然の豪雨になったりといった優柔不断な天気に泣かされました。傘は邪魔、ノーマルな装いだと濡れる、かといって雨がっぱを着たら蒸れるといった雨天での作業に泣かされながら、素図が濡れたり、ナンバリング作業では濡れたコンクリートにプレートが接着しないといったことがありました。こんなときに助かったアイテムは、素図が濡れても滲まないラミネートフィルム（現地事務所で原図に細工）、濡れたコンクリートを瞬時に乾かすガスバーナーなどです。雨天時の作業は出来るだけ避けたいですが、変更不可な立会スケジュールのもとではこのような道具が重宝しました。

立会後、境界観測に取り掛かったのは8月上旬です。一番暑い時期とあって、炎天下での作業は暑さとの戦いでした。熱中症にならないように水分補給とこまめな休息を心がけました。観測作業は道路に面した

境界については、苦労なく観測できましたが、宅地の奥の境界点はほとんどが既存基準点からの直接観測は不可能であり、こまめな補助基準点の選択を余儀なくされます。整然とした区画において4筆の地番界は4方向が塀や生垣に囲まれていたり、物置小屋が障害になり視通が容易に確保できないなど選点には苦労しました。ポールマンは胸の高さまであるブロック塀を軽快によじ登り、侵入者に敏感な犬に警戒しながら生垣に身を潜め、無理な体勢でも水平だけはキープさせたりと、細心の注意を払いながら器械マン、ポールマン一体となったチームプレイで境界観測を終えることが出来ました。

境界観測終了後は図面を作成し、精度管理としてすべての境界点の辺長チェック(検測)を現地で行いました。これが境界観測よりも時間と労力を要する作業がありました。境界点の各辺長はほとんどがテープで測定できず、TSによって検測しました。境界観測であれば一回観測すれば済むところでも、4筆の交点などは何回も観測しなければなりません。すべての検測が終

了したときは、やり遂げた充実感と成果に対する信頼を自分の中で感じることができました。

一次立会で境界を確認できなかった箇所は、二次立会、三次立会と続き私の担当工区では四次立会まで行いました。それが10月29日に完了し現在は一筆地測量図を作成しております。すべての作業が完了するまでの残り4ヶ月間今までと変わらず緊張感を持って作業に取り組んでまいりたいと思います。

5月9日の契約から、初めての作業にもかかわらず工区長という立場でこの作業に携わさせていただきました。実行委員長の駒ヶ嶺先生をはじめ、副委員長の工藤寛先生及び他の工区長の皆様には大変ご迷惑をおかけし、またいろんな場面で適切なアドバイスを頂きましたことを、この場をお借りして御礼申し上げます。今回の作業で得た経験は今後の土地家屋調査士としての実務に反映でき、専門分野の知識と技術の向上が図られる自己研鑽の一つとなったと感謝しております。

新入会員の紹介



大澤長佳 (昭和49年9月26日生)

現住所 〒020-0824 盛岡市東安庭二丁目6番25号

事務所 〒020-0824 盛岡市東安庭一丁目23番31号

略歴 平成5年3月 岩手県立盛岡第一高等学校 卒業
平成9年3月 東北大学工学部材料加工学科 卒業
平成10年3月 東北理工専門学校 卒業
平成10年4月 大澤長土地家屋調査士事務所 就職
平成14年11月 土地家屋調査士試験 合格
平成20年4月 大澤長土地家屋調査士事務所 退職
平成20年5月 土地家屋調査士 登録



諸先輩方、はじまして。盛岡支部の大澤長佳と申します。名前は、「おおさわたけよし」とお読みください。

私は、父が土地家屋調査士でしたから、物心ついたころには「身近な遊び道具がスコップ」とか「履きやすい履物はゴム長靴」という環境で育ちました。そのため、「土地家屋調査士の業務=家事手伝い」というイメージが高校・大学の辺りまで有ったと思います。その後、父の事務所で補助者となり、それまでの「ただの穴掘り手伝い」から、資格者業務としての土地家屋調査士によるやく真正面から向き合いました。ところが、このころからパソコンはウインドウズがバージョンアップを繰り返し、土地家屋調査士の業務内容が更なる進化を遂げていきました。そのため、何とか土地家屋調査士試験に合格したものの、実務の内容が日々新しいものに変化してゆく様を目の当たりにし、「本当に独立開業できるのか?」と、二の足を踏む思いでした。しかし、研修会等で諸先輩方に会うたびに「せっかく試験合格したんだから早く登録したら?」とお声をかけて頂き、このたび思い切って登録しました。ですから、「やっと登録したか!」とのお叱りも受けるかもしれません、そこはなんとかご容赦いただき、何かと頼りない後輩に、土地家屋調査士としての心構えから業務に至るまで、諸々ご指導ご鞭撻下さいますよう宜しくお願いします。そして、岩手県土地家屋調査士会の発展に少しでも寄与できるように努力していきたいと思います。



池 元 倫 雄 (昭和29年2月7日生)

現住所	盛岡市稻荷町4番18号
事務所	盛岡市大館町25番57号
略 歷	昭和48年3月 盛岡第一高等学校 卒業 昭和52年3月 岩手大学農学部林学科 卒業 昭和53年10月 浅沼勉土地家屋調査士事務所 平成19年11月 土地家屋調査士試験 合格 平成20年2月 土地家屋調査士 登録



はじまして、この度、入会させていただきました池元倫雄と申します。

浅沼勉先生に30年お世話になり、先生より「一緒にやっていぐべ」と言って頂き、合同事務所として開業させていただく事になりました。

名前に“倫”の文字があるとおり、土地家屋調査士倫理綱領の意味をかみしめ、日々努力し業務に励んでいきたいと思います。

今後ともご指導よろしくお願い申しあげます。



佐々木 敦之 (昭和51年10月17日生)

現住所	〒028-0513 遠野市東穀町7番22号
事務所	〒028-0515 遠野市東館町10番3号
略歴	平成7年3月 岩手県立花巻北高等学校 卒業 平成7年4月 宇都宮大学工学部建設学科建設工学コース 入学 平成12年3月 宇都宮大学工学部建設学科建設工学コース 卒業 平成12年4月 株式会社白石 入社 平成15年8月 株式会社白石 退社 平成16年11月 土地家屋調査士佐々木剛事務所 入所 平成19年11月 土地家屋調査士試験合格 平成20年2月 土地家屋調査士登録、開業



遠野支部の佐々木敦之（あつし）と申します。

遠野市で祖父である佐々木剛と合同事務所の形態で業務をおこなっております。

私は、大学で土木工学を学び、卒業後、入社した建設会社ではコンクリート橋の設計に携わっていました。退職後、東京で気ままに生活をしていましたが、土地家屋調査士となることを思い立ち、祖父に補助者として働く了承を得たことを機に帰郷することになり、補助者として働きながら、平成19年に土地家屋調査士試験に合格することができました。補助者としてもう少し経験を積むべきか悩みましたが、土地家屋調査士として業務に携わる事のほうがより大きな経験を積むことができると考え、登録・開業に至りました。

土地家屋調査士として1年が経とうとしていますが、誠実に業務を行うこと、お客様に信頼されることに努めてきましたが、より一層の知識及び技術の習得が必要であると感じております。

研鑽を積むことを心掛け、土地家屋調査士として知識及び技術の向上を図っていきたいと思いますので、ご指導のほどよろしくお願ひいたします。



田 中 政 利 (昭和53年2月21日生)

電話 0195-62-2965

現住所	〒028-4423 岩手郡岩手町大字土川1-207-2
事務所	〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内817
略歴	平成8年3月 岩手県立沼宮内高等学校 卒業 平成11年3月 東北工科情報専門学校建築士専攻科 卒業 平成11年4月 (有)田中工業 入社 平成19年11月 土地家屋調査士試験 合格 平成20年8月 登録



この度、岩手町の沼宮内で開業した田中政利と申します。

土地家屋調査士という職業を知るきっかけは、親戚に土地家屋調査士がいたためです。

その方は高齢でありながら博識で堂々とした姿だったと記憶に残っています。また建設関係の仕事をしてきたこともあり他の調査士の方ともお会いする機会がありました。

皆、当時の自分には「格好よく」見えました。今思うと、それが調査士を目指したきっかけだったのかも知れません。

実際に仕事に就いてみると、想像以上に大変でした。

現在の自分はというと、依頼者との打ち合わせ、立会いなど未だに緊張の連続です。早く業務に慣れ、地域の住民から頼りにされる調査士になりたいものです。

今後の抱負としては、調査士が人を相手とする仕事である以上、一つ一つの出会いを大切にしていかなければならないと考えています。

あの時の出会いがなければ今の自分がこうしていなかったのではないか?と思えるものがあります。

そのため一件一件の依頼事件について、誠実に処理し依頼者に満足して頂ける仕事の積み重ね、その中で信頼され依頼者が依頼者を呼ぶことになるようになればと考えています。時間がかかりますが、この仕事で人生を全うするのであれば、それしかないと思います。

また、会員の能力を伸ばすための研修などに力を入れている調査士会の姿勢と熱意に、「私も岩手県土地家屋調査士会とともに成長していきたい」と考えています。

最後に土地家屋調査士としてはまだ一年生。先輩方、関係者の皆様のご指導ご鞭撻、いただけますよう、よろしくお願ひいたします。



佐 藤 勝 也 (昭和47年6月21日生)

電話 0195-62-2965

現住所	九戸都野田村大字野田第13地割84番地134
事務所	久慈市八日町二丁目58番地
略 歴	平成3年3月 岩手県立久慈高等学校 卒業 平成10年3月 株式会社ダイヤ 退社 平成10年4月 たいよう合同事務所 平成19年11月 土地家屋調査士試験 合格 平成20年6月 土地家屋調査士 登録



私は、測量会社で測量設計や用地測量の補助をしておりましたが、業務を通して土地家屋調査士という資格に興味を持つ様になり、その後調査士事務所の補助者として勤務して参りました。

調査士試験を受験しようと思い立った時はすでに結婚しており、(保育園児2人付き)仕事を辞める訳にもいかず仕事しながらの受験勉強だった為に合格までに4年の歳月が掛かりましたが、これも良い経験だったと思っております。

まだ未熟者でありますので、諸先輩方を見習いながら調査士としての責任の重さを念頭に置き、日々、研鑽を積んでゆきたいと思いますので、宜しくお願ひ致します。



小笠原 正 喜 (昭和52年12月11日生)

現住所	盛岡市本宮字水門26番地2
事務所	同上
略歴	平成8年3月 盛岡第四高等学校 卒業 平成12年3月 岩手大学工学部建設環境工学科 卒業 平成16年11月 土地家屋調査士試験 合格 平成20年3月 有限会社鈴木測量設計事務所 退社 (土地家屋調査士事務所:静岡県) 平成20年5月 土地家屋調査士 登録



新入会員の盛岡支部小笠原正喜です。よろしくお願い致します。

静岡県静岡市で補助者として3年半ほど実務経験を積ませて頂き、5月に登録・入会しました。

今年は、原油高騰や100年に1度とも言われる世界的な景気の悪化等と、何かと暗いニュースが多い一年でした。なぜこんな年に開業したのか、それとも開業したらこうなってしまったのか自分でもよく分からぬうちに慌ただしく今年も終わろうとしています。

一件一件の業務を大切にし、頑張りたいと思います。

佐々木剛・佐々木敦之合同事務所（遠野支部）



事務所所在地

遠野市東館町10番3号

【事務所体制】

調査士 2名

佐々木 剛（つよし）

（敦之の祖父、行政書士）

佐々木 敦之（あつし）

補助者 3名

佐々木 剛之（たけし）

（敦之の父、行政書士）

女性 2名

前説

今回の事務所訪問は、全国的に有名な観光地、民話のふるさと遠野市にやってきました。遠野といえば、と言っても個人的にたいした知識もなくお恥ずかしいのですが、NHK朝のテレビ小説「どんと晴れ」（ふ、古いか）を回想してみると、曲がり家、カッパ淵、語り部による読み聞かせなどを思い起こします。

さて、そのカッパが出そうな場所からはほど遠い城下町の風情が感じられる市内中心部に事務所があります、遠野支部佐々木剛（つよし）・佐々木敦之（あつし）合同事務所に訪問いたします。

お二人は祖父と孫という関係での調査士合同事務所ということで、敦之さんは昨年試験に合格して今年登録されたばかり、ユニークなケースとして取材させていただきました。

広報：今回は取材訪問を快諾していただき

ありがとうございます。

いくつか質問を用意してきましたが、さしつかえない程度でけっこうですでお答えいただくと、会として今後の参考になると思いますのでよろしくお願ひいたします。

さて、事務所訪問にあたって、広報委員のなかで今年はどの会員がいいか検討したところ、最近新入会員が増えた→親子の合同事務所のケース以外→祖父と孫→というわけで白羽の矢がたってしまったわけですが、どうぞ気楽によろしくお願ひします。まずはよくある質問から。

広報：剛先生は開業して今年で何年になりますか。

剛：昭和57年4月1日遠野市内で開業し、今年で27年になりますか、ただし昭和

28年に試験合格です。

広報：当初より調査士業務をされていたのでしょうか

剛：遠野市農業委員会おりました。ただ市長の命により、市のために役に立つこともあるからと、兼業許可をいただいて登録は早くにしていました。当時は承諾があれば登録は受理されたという経緯があります。退職1年前の54歳までいましたが、退職後にすぐ開業ということとなりました。

広報：ご出身はどちらでしょうか

剛：旧宮守村出身です。

広報：兼業業務はありますか

剛：行政書士事務所兼業です。

広報：開業されてから、過去に印象に残った、あるいは困ったこと等ありましたら差し支えないところでご紹介下さい。

剛：開業間もない頃、当時は平板も当たり前に使われている時代の話ですが、土地の分筆登記申請を出したところ、赴任した支局長より呼び出されて、測量方法を問いただされ、コンパスでやったと言ったら、たいへん驚かれた記憶がありますね。その支局長は当時の新しい取扱要領作成にかかわった人でしたが、今は精度のいい高級なコンパスもあるんだと言ってやりました。

その後まもなく、トータルステーションを導入し、使用方法も覚えたばかりの頃にした仕事は、法務局に受けが良かったことを思うと、器械の進歩の流れについて行って良かったと実感します。

広報：その他は

剛：報酬額について、報酬が安すぎると調査士会から調査が入ったことがあります、たいへん苦慮した記憶が有りますね。遠野は地域柄広大でしかも土地代より測量費が上回ることは良くある事

でしたし、依頼人の事情によっては配慮せざるを得ないこともしばしばありました。当時（昭和59年頃）は大臣認可にしばられていたので。



佐々木剛（つよし）

大正15年生まれ

家族 妻

趣味 自家用の野菜等の栽培（ハウス栽培中心）

その他 遠野ロータリークラブ会員

広報：報酬が自由化した現在では考えられないことですね。

次に地域の慣習（調査士法25条2項）に関する知識を求められる昨今、遠野地域の地図事情や独特の慣習があればご紹介ください

剛：宮守村は早くから国調が入った関係で、図根点の発見が困難である。

旧遠野市内は虫食いで国調が入っているが、昭和57年頃からのもので図根点は残っている。ただし境界標が有る地域と無い地域がある。

広報：遠野といえば民話のふるさとですが、仕事上での逸話などはどうでしょうか。例えばこれは他の取材でも聞いたことがあります、ご神木を切ったら災いがあったとかというようなことですが。

剛：そういうことは（長年の経験で）承知しているので、避け避けやってきま

したよ。(一同笑)

広報：それでは次に新入会員の敦之さんに
お聞きします。調査士を目指したきっかけは

敦之：大学を卒業し建設会社で3年半ほど
コンクリート橋の設計業務をしていました。
その後いろいろあって遠野に帰ることになりましたが、地元では思つた
ような就職先がなくて、とりあえず
祖父の事務所を手伝うことになったのがきっかけです。調査士登録をするま
での補助者歴は約3年ということになります。



佐々木 敦之（あつし）

昭和51年生まれ

家族 父母

趣味 ダイエット

(リバウンド15kg!)

広報：調査士試験についてはどうでしたか

敦之：4度目の挑戦で合格しましたが、それまでは折一満点、記述で1点足りなくて足きりとなったりして、昨年ようやくひっかかりました。(笑)

広報：今は点数がわかるのですね。私の時代は何点なのかは自己採点のみでしたので。

次に開業してみて、する前と何か変化がありましたか

敦之：補助者時代よりも直接依頼者と話す

機会が増えましたが、説明するのに苦労する事もあります。立会時は今のところだいたい所長と二人で行くのですが、その時など特に相手がおじいさん、おばあさんの場合、方言が聞き取れないこともあります。そのときは所長に再度聞き役をしてもらうということもありますね。あとよく息子さんですかとも聞かれますね。

広報：(笑) それは剛先生が若いということですね。

次に剛先生に敦之君についてお聞か
します。補助者時代から一緒に業務を
していく感ずることはあるいは、一緒
にやってよかったと思うことは。

剛：業務処理するのも非常に面倒な案件
でも、敦之君と共同作業することによ
って処理できた、あるいは今の時代
に対応できる事務所体制となったこと
が大きいですね。筆界確認や人脈は私
が中心となり、現場作業をはじめ役所
への対応は（敦之君に）安心して任せ
ることができるということです。



広報：ベテランの経験と、それと今の調査
士に求められる技術力の両輪での体制
ができたことはすばらしいですね。

広報：続いて敦之君にも同じ質問をします。

敦之：やはり、立会時など話をまとめるの

が上手いと感じますね。それに現場はほとんど一緒に回りますので、元気ですね。

広報：さてここで事務所の体制についてですが、一緒に息子さんも事務所にいらっしゃるということで、調査士の跡継ぎには希望されなかつたのですか。

剛：開業時（息子は）旧宮守村役場職員（最後は収入役）として勤めていたこともあり、私で調査士は終わりだなあとは思っていました。おかげで大きな仕事も手放したり…。今となっては惜しいことしたなと思いますね（笑）

剛之さん（敦之の父）：学生のころはポール持ちをして手伝ったりした覚えは有りますが、後を繼ごうとは考えなかつたですね。その後遠野市との合併を機に行政書士を開業し現在行政書士は父と合同事務所です。



広報：現場へは一緒に行かれるわけですか。

剛之さん：敦之の補助者にしていただきまして、健康のため現場の手伝いをしております。

敦之：立会時には3名で行き、所長と私が話をしているときに動くのは主に父ということもあります。

広報：想像どおりありがとうございます。（笑）

さて、今まで調査士業務をされてき

て、最近のめまぐるしい変化を私たち以上に感じてらっしゃると思いますが、後継者ができたことで感じること、また今後の若い調査士また調査士会に望まれることはありますか。

剛：お客様にはきちんとした成果が出来るということで安心感があることが大きいですね。今までのことはさておき（笑）。やはりこの仕事は境界確認をきちんとやるということそれにつきますね。過去いろいろたいへんなことありましたので。

あと今後を見据えて若い人たちには、認定調査士を目指してもらいたいという希望はおおいにあります。

法務局の再編による会の支部体制についても変わっていくのは時の流れで仕方のことですね。

広報：本日はお忙しいところ取材に対応していただき、ありがとうございました。

* * * * *

ごうさんの四方山話

（その1）

昔は職員や司法書士も含めた法友会という組織があって、盛大に交流を深める機会がショッちゅうあって楽しかったですね。なにしろ遠野人はどぶろく特区を作るなど酒好きですし、話し始めると長いですから。

（その2）

遠野市職員だった当時、職員のなかで、最初に車を買ったんですが、昔のことで交通の便も良くない時代、結婚式はだいたい家でやっていたので、花嫁をその家までの送迎をよく頼まれたものです。もちろんその席にも呼ばれており、写真も好きだったので記念写真を撮ることの依頼も多かったのですが、ある結婚式の際撮ったものがどうしたことか写っておらず、そのことにど

う言い訳したのかと困惑したものでした。その後どうしたかはご想像にお任せし
ます。

取材を終えて

めずらしい事務所のケースとして取材させていただきましたが、剛さんは終始おだやかな口調で話され、いかにも遠野人らしい印象。そしてそれを今度は調査士として直接支えることとなった敦之君、お目付役の補助者、父剛之さんと、がっちり家族でタッグを組んだまさに民話のふるさとの印象に違わぬ、薄れつつある日本の家族の絆を感じ帰ってまいりました。

どんとはれ



トピックス

境界問題相談センターいわての報告

	電話受付	事前相談	相 談	調 停
平成20年11月	6	0	0	0
平成20年12月	6	5	0	0

無料登記相談会の報告

川徳無料相談会	相 談 内 容	
平成20年1月16日	0件	
平成20年2月20日	1件	境界紛争に関する件 1件
平成20年3月19日	2件	土地登記に関する件 1件、その他 1件
平成20年4月16日	1件	境界紛争に関する件 1件
平成20年5月21日	3件	境界紛争に関する件 2件
		土地登記に関する件 1件
平成20年6月18日	0件	
平成20年7月16日	1件	土地登記に関する件 1件
平成20年8月20日	0件	
平成20年9月17日	1件	その他 1件
平成20年10月15日	0件	
平成20年11月19日	1件	境界紛争に関する件 1件
平成20年12月17日	0件	

各支部無料相談会	相 談 内 容	
盛岡支部	16件	境界紛争に関する件 8件 土地登記に関する件 4件 建物登記に関する件 3件 ※ その他（権利関係） 1件
花巻支部	5件	土地登記に関する件 5件
水沢支部	4件	境界紛争に関する件 2件 建物登記に関する件 1件 その他 1件
一関支部	5件	境界紛争に関する件 1件 建物登記に関する件 1件 その他 3件
遠野支部 築石分会	2件	境界紛争に関する件 1件 その他 1件
二戸支部	7件	境界紛争に関する件 2件 土地登記に関する件 4件 建物登記に関する件 1件

**岩手県土地家屋調査士会研修規則の
第1条・第2条により10単位以上の単位取得が義務付けられています。**

岩手県土地家屋調査士会研修実施要領

岩手県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）は、岩手県土地家屋調査士会研修規則（以下「規則」という。）第3条第2項及び第4条第2項に基づき、研修を実施するための要領を次に定める。

(総 則)

- 第1条 研修は、単位制により実施する（規則第3条第1項）ものとする。
- 2 研修の実施年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。
- 3 この要領に定めるもののほか、研修を実施するに必要な事項及び各年度における内容の細目は、研修部が別に定めるものとする。

(単位制研修)

- 第2条 単位制とは、研修の実効性と継続性を確保するため、土地家屋調査士会会員が一定の年限において一定の単位を取得することによる研修（以下「単位制研修」という。）をいう。
- 2 単位制研修における単位付与の対象となる研修は、つぎに掲げるものとする。
- （1）連合会、ブロック協議会及び本会並びに支部が主催し、又はこれら相互間で共催する研修会若しくは通信研修
- （2）前号以外で、本会が単位付与の対象とすることを相当であると認定した研修会若しくは通信研修
- 3 単位制研修は、単位付与に関する運用基準【別紙1】（以下「運用基準」という。）により実施するものとする。
- 4 単位制研修において取得を要する単位は、1年度に10単位以上とし、そのうち、過半数の単位取得は、第2項第1号に定める研修会で取得するものとする。なお、年度の中途中に入会した会員に対しては、次年度よりこれを適用するものとする。
- 5 単位制研修における単位の付与は、運用基準に基づき、本会がこれを行うものとする。

研修会の報告

本年度研修会開催日と講座名

開催日	主催	講座名	ポイント
5月16日	遠野支部	「支部研修」	3.0
5月21日	公団協会 岩手会 (後援)	「岩手県の法務行政について」 「筆界特定制度について」 「嘱託登記の実務について（初級編）」	3.5
8月4日	神奈川会	「紛争解決学」	4.5
8月22日	盛岡支部	「オンライン登記申請」	1.5
9月12日	宮城会	「共通参照システムの構築と官民協働」	3.0
9月19日	岩手会	「不動産登記規則第93条調査報告書について」 「最近の土地家屋調査士制度の動向について」	5.0
9月20日	福島会	「ADR相談員・調停員講座」	6.0
9月21日	福島会	「ADR相談員・調停員講座」	6.0
10月11日	二戸支部	「民法」	5.0
10月23日	水沢支部	「五団体研修会」	1.0
11月14日	花巻支部	「筆界特定制度の概要」	5.0
11月21日	岩手会	「境界問題相談センターいわての説明」 「境界問題相談センターいわてに期待すること」 「東北ブロック協議会とADRについて」	3.0
11月27日	宮城会	「土地家屋調査士の業務と民法の考え方」	3.5
11/28 12/3 12/12	岩手会	「法務局統廃合による支部再編問題について考える」 「職務上請求書の使用及び管理について」 「総務部所轄諸問題について」 「日調連の動向と当会の会員減少、財務問題を考える」	3.5
12月15日	公団協会	「オンライン登記申請の準備と対応」	2.5
12月19日	花巻支部	「オンライン申請の導入・申請」	4.0

編集後記

事務所訪問を担当することとなり、すべてが初めてでしたが、取材する側される側も時間と共にだんだんと打ち解けて行き、同じ会員同士の信頼感からか本当にざくばらんにお答えいただきました。今年度は例年以上に激動の記事が多い中にあって“癒し”的なものとしてお読みくださいければ幸いです。

また執筆者の皆さんにおいては、お忙しい中頭が下がります。そして1年を通して今回もさまざまな面で広報部長さんをはじめ感謝の言葉しかできません。ありがとうございました。

澤 口 雅 友

今年は12月発行を目標に頑張ってきましたが残念ながら達成できませんでした。関係者各位におかれましては、色々お忙しい中、取材に編集、寄稿文の作成にと時間を割いて頂きまして誠にありがとうございます。

今回の内容につきましては、境界問題相談センターいわての設立記念号という、永久保存版としての特色を持たせました。将来、他会の設立等の資料になるようであれば幸いと思います。

今後の黎明の内容充実のため、多くのご意見を聞けるようなシステムの構築も必要だと感じる一年でありました。

宮 崎 健

『今年度は、6月の地震そして境界問題相談センターの立ち上げと調査士会は大変忙しい年であったと思います。その中で寄稿して頂きました方々に感謝し編集後記とします。』

小 岩 邦 弘

今迄、読み手のみだったものが、図らずも委員に携わったことにより活字となるまでの行程等、ご苦労が分かった気がします。

寄稿してくださった皆様、諸先輩の方々に改めて感謝申し上げます。

渡 邊 政 夫

発 行 岩手県土地家屋調査士会

盛岡市中野一丁目20番33号

T E L (019) 622 - 1276

F A X (019) 622 - 1281

広報部員・委員

小岩邦弘

宮崎 健

渡邊政夫

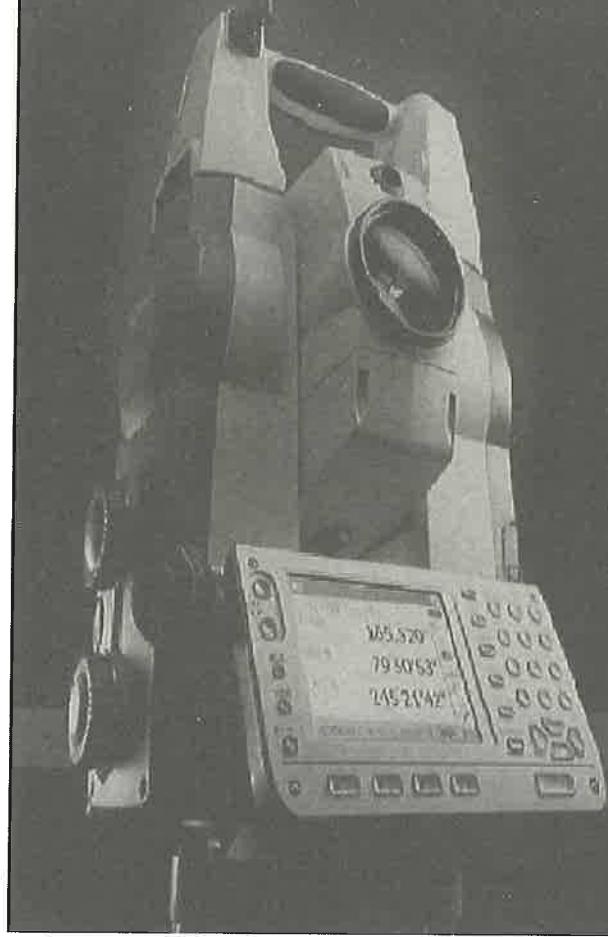
岩山勝英

澤口雅友

岩崎久哉

SRX New Freestyle 宣言！

小型・軽量リモートキャッチャー



サイズ 従来比 70%down

重量 1,400g→480g (約70% Down !)

通信 Dual Bluetooth (Class1:1ポート
／Class2:1ポート)→(Class1:2ポート)

Nearモード 20h→40h Farモード

17h→35h

GNSS受信1周波GPS GSR1700CSX登場！！



- 受信チャンネル 28 GNSS Channels
 - 14 L1 GPS
 - 12 L1 GLONASS
 - 2 SBAS
- 測位精度(Static)
 - H:5mm+1ppm V:10mm+1ppm

岩手県ソキア代理店

〒020-0862

岩手県盛岡市東仙北1丁目7-45

有限会社 岩手測器社

TEL 019-634-0794 FAX 019-634-0793

Sokkia

SRX

自動追尾

トータルステーション

ソキアの提案する新しいコンセプト、
それは、「完全なりモートコントロール」。

・クリック・スタート

・移動に集中！

・ミスポイントから瞬時に復帰！

・フルワイヤレス

・進歩したRED-techEX

・多彩なインターフェース

今までのモータドライブTSのストレス
は、解消されます。



GSR2600

2周波GPS測量機

スタティック・RTK・DGPS・ネットワーク型RTK-GPS方式
RTK観測など、GPS測量の全てをカバーするGPS受信機。

・最新のマルチパス除去技術を採用。環境を選ばず、安定した受信性能を発揮します。

・ワンタッチで観測を開始できます。予約観測の設定など詳細な観測設定は、専用GPSコントローラSDR8staticで簡単に行えます。

・小型バッテリーで約8時間の連続使用が可能です。



測量機器・販売・修理・レンタル

測量・土木・建築・積算・ソフト販売・インクジェットプロッタ

カラーコピー・OA機器・事務用品・販売・通信販売（アスクル）

有限会社オーエスシステム

盛岡市中野二丁目2番20号

T E L 019-653-0456 F A X 019-653-3755

FUKUICOMPUTE

測量計算CADシステム ブルートレンドV

BLUETREND V

Ver.7まもなく登場!

Windows Vista™対応

調査士業務の機能を向上し、
圧倒的にスピードUPさせます!

文字自動編集とアシスト
文字の重なりや引出し線の編集が、驚くほど簡単になりました。

文字の重なり編集
文字の重なりを自動で
移動修正。
状況に応じて引出線が
表示されます。

インターフェイスの改善と操作性の向上
大量の手簿整理・複雑形状の地番登録などが効率よく
行えます。

地番の自動追尾
なぞっていくだけで、隣接
地番構成点を連続的に
認識します。

「不動産調査報告書入力システム」との連携
「BLUETREND V」の各種情報から日本土地家屋調査士会連合会が提供する
「不動産調査報告書入力システム」へのデータ連携が行えるようになりました。

宅地割りシミュレーション機能強化
道路移動時に区画も延長!
CADでの面積調整も自由自在。

FUKUI COMPUTER

測量計算CADシステム【ブルートレンド V】

BLUEV TREND

Ver.7新登場

調査士業務の機能を向上し、圧倒的にスピードUPさせます！

図面作成の工程を短縮

●地番管理から一発CAD配置

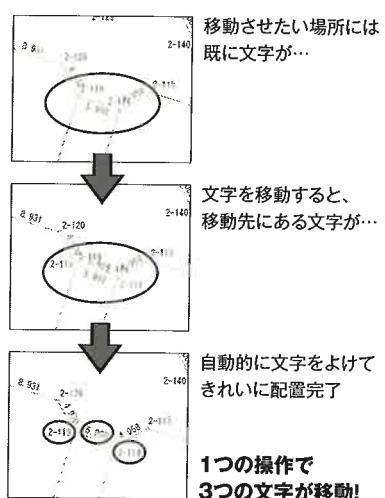
地番登録画面にて図面種類を選択するだけで、一気に図面を作成します。



文字編集機能のさらなる強化

●自動文字よけ機能

移動先の配置状況を自動的に判別し、移動先の文字をさらに適切な場所に移動します。



その他手間なし便利機能

●杭凡例自動作成

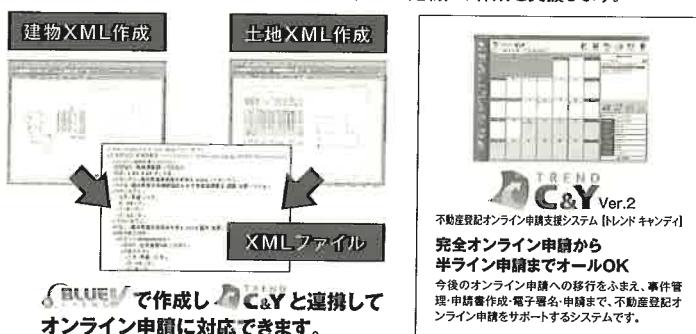
測量図に配置された座標の杭種を取得し、ページ毎に杭凡例表を自動的に作成します。



オンライン申請の一連の作業をサポートします。

●登記用XML作成 (オプション)

オンライン登記で必要なXML形式ファイル (土地、建物) の作成を支援します。



そのほかにもさまざまな機能UPをしております。詳しくは下記ホームページにてご確認ください。

●資料請求・製品情報はホームページから… www.fukuircompu.co.jp

福井コンピュータ

検索

福井コンピュータ株式会社

盛岡営業所／〒020-0864 岩手県盛岡市西仙北1-33-18 TEL.019-635-9821 FAX.019-635-9811

営業拠点／札幌・青森・盛岡・秋田・仙台・郡山・長野・新潟・埼玉・高崎・宇都宮・水戸・千葉・東京・立川・横浜・静岡・名古屋・岐阜・富山・福井・京都・大阪・神戸・阪和・岡山・広島・松山・高松・山口・福岡・大分・長崎・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄



将来、保険料が半額になります

でも保障はそのまま変わらない

30歳男性・女性のご契約例
(入院給付金日額10,000円コース)

満60歳の契約応当日から
月払保険料がご契約時の
半額に!

月払保険料 [個別取扱]

30歳 3,880円

▲30歳でご契約

60歳から1,940円

▲60歳

*契約日が2007年9月2日以降の契約に適用される保険料率となります。



将来、保険料が半額になる医療保険
EVER HALF
エバーハーフ

「病気・ケガ」の保障

病気の保障は一生、
ケガの入院保障は90歳までとなります。

入院給付金日額10,000円コース

病気で入院したとき

1日目から通常1,095日まで。
1回の入院については最高60日までとなります。

ケガで入院したとき

1日につき(1日目から)

10,000円

病気・ケガで
所定の手術をしたとき

1回につき
(手術の種類により)
10・20・40万円

- ・保険期間:終身(ケガの入院保障は90歳まで)
- ・契約年齢:0歳~満55歳
- ・入院給付金日額10,000円コースについては、ご契約年齢・ご職業などによっては入院給付金日額5,000円コースとなる場合があります。

医療も介護も
しっかりと保障!

充実医療&介護
特約

「女性特定の病気」を
手厚く保障するなら!

アフラックの
女性疾病特約

長期入院と
通院の保障も!
長期入院&通院
特約



〈EVER HALF〉にプラス!

アフラックの
「医療保険」は
契約件数
(平成18年版
「インシュアラント生命保険統計号」より)
No.1

非常に強い!»



(スタンダード& Poor's/平成19年5月現在)
・保険財務格付けは、保険金支払いの能力に対する格付会社の見解を示しています。
・格付けは現在の情勢に基づいており、将来的には変化する可能性があります。

- ◎この資料は、記載の保険(プラン)の概要を説明しております。保障の開始と期間、保険料、解約払戻金などの詳細については、「パンフレット(契約概要)」や「ご契約のおりおり・約款」にてご確認ください。
◎お仕事の内容やご健康状態などによってはお申込みをお引受けできない場合があります。
◎資料請求いただいたお客様の個人情報の利用目的は、アフラックの各種商品やサービスの案内・提供・維持管理となります。また、これらの利用目的のために当代理店がその提携先であるアフラックに登録されている代理店と共同して対応する際には、個人情報が当該代理店に提供されることにつきご了承ください。
※記載の保険料及び保障内容などは契約日が2007年9月2日以降の契約に適用されます。詳細はお問い合わせください。

〈引受保険会社〉

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

「生きる」を創る。
Aflac

アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)
盛岡支社
〒020-0045 盛岡市盛岡駅前西通2-9-1 マリオズ13F
Tel.019-654-4722 Fax.019-652-2260

株式会社 北日本ライフサービス

フリーダイヤル 0120-38-6630

〒020-0835 盛岡市津志田14-200 TEL 019-638-6630

AFN広告-2007-098-0901005 5月22日

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保健期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体傷害疾病保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気となり入院した場合に1泊2日からの入院を補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶然の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166 FAX : 03-5282-5166

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社迄お問い合わせをお願い致します。



『会報 黎明 第74号』 平成21年3月31日（年1回発行）（株）橋本印刷